

議事日程 (第2号)

令和5年9月7日 午前10時00分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 認定第1号 令和4年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第2号 令和4年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第3号 令和4年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第4号 令和4年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第5号 令和4年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第6号 令和4年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第7号 令和4年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第8号 令和4年度中間市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第10 認定第9号 令和4年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について
(日程第2～日程第10 質疑・委員会付託)
- 日程第11 第38号議案 令和5年度中間市一般会計補正予算 (第6号)
- 日程第12 第39号議案 令和5年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)
(日程第11・日程第12 質疑・委員会付託)
- 日程第13 第40号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
(日程第13 質疑・委員会付託)
- 日程第14 第41号議案 中間市道路線の認定について
(日程第14 質疑・委員会付託)
- 日程第15 会議録署名議員の指名
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1 番	小林 信一君	2 番	堀田 克也君
3 番	田口 善大君	4 番	蛙田 忠行君
5 番	柴田 芳信君	6 番	田口 澄雄君
7 番	山本 慎悟君	8 番	安田 明美君
9 番	掛田るみ子君	10 番	中尾 淳子君
11 番	阿部伊知雄君	12 番	大和 永治君
13 番	柴田 広辞君	14 番	下川 俊秀君
15 番	井上 太一君	16 番	中野 勝寛君

欠席議員（0名）

欠 員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	福田 浩君	副市長	………	田代 謙介君
教育長	………	蔵元 洋一君	総務部長	………	後藤 謙治君
保健福祉部長	………	冷牟田 均君	市民部長	………	米満 孝智君
教育部長	………	北原 鉄也君	教育部参事	………	森 秀輔君
環境上下水道部長	………				田中 秀一君
消防長	………	高野 智宏君	総務課長	………	井上 篤君
市長公室長	………	岩切 晶子君	財政課長	………	持田 将一君
安全安心まちづくり課長	………				清水 秀一君
公共施設管理課長	………				熊谷憲一郎君
企画課長	………	芳賀麻里子君	生活支援課長	………	岩切 伸一君
健康増進課長	………	八汐 雄樹君	こども未来課長	………	平川 佳子君
福祉支援課長	………	山本 竜男君	介護保険課長	………	友廣 慎也君
総合会館長	………	原口 憲一君	課税課長	………	大内 智二君
人権男女共同参画課長	………				石井 浩司君
学校教育課長	………	船元 幸徳君	生涯学習課長	………	亀井 誠君
建設課長	………	白石 和也君	産業振興課長	………	宮崎 泰司君
世界遺産推進室長	………				中野 義雄君

都市計画課長 …… 高橋 隆幸君 上水道課長 …… 伊藤 英彦君
下水道課長 …… 松永 嘉伸君 消防本部次長 …… 上本 聡君
予防課長 …… 伊藤 裕之君

事務局出席職員職氏名

事務局長 佐伯 道雄君 書 記 志垣 憲一君
書 記 本田 裕貴君 書 記 山本 和美君

一 般 質 問 (令和5年第4回中間市議会定例会)
 令和5年9月7日

NO. 1

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
阿 部 伊 知 雄	<p>1. 中間市及び市内小中学校の歴史の保存について 中間市も市制発足65年になりました。その間の地域の変化は大きく市制発足当時をしのぶことのできる風景は少なくなりました。これからは、デジタルで中間市の映像や写真など、様々な資料を残していくことが必要になると思われます。 (1) 現在、中間市の歴史を残していくためにどのようなことがなされているのか伺います。 (2) 今後、学校再編も計画されています。そこで、現在の中間市内の小中学校の詳細な歴史、校舎の写真などを残していくことが必要だと考えますが、現在、中間市内の小中学校の歴史はどのような形で残されているのか伺います。</p>	担当部課長
	<p>2. 視覚障がい者に対する中間市の支援の状況について 2013年(平成25年)6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」が制定され、2016年4月1日から施行されました。この法律の中で「合理的配慮」が示されました。合理的配慮とは、障がいのある方が、社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のことです。 (1) 目の不自由な方が、誰にも頼ることなく体温や体重の測定がより円滑に行われるよう、視覚障がい者用体温計や音声式体重計の給付について、中間市の支援状況はどのようなになっていますか、現状を伺います。 (2) 目の不自由な方への白杖について、中間市の支援の現状を伺います。 (3) 予備の白杖の給付について、市の見解を伺います。</p>	担当部課長
掛 田 る み 子	<p>1. 視覚障がい者のための「音声コード」の利用促進について 視覚障がい者の情報取得のサポートとして、音声コードの活用が進んでいます。中間市での利用促進を求め伺います。 (1) 音声コードの活用の経緯と現状について (2) 公的な通知への活用について (3) ハザードマップなどの災害情報への活用について</p>	市 長 担当部課長
	<p>2. 物価高騰対策として給付金の支給について 現在、国の地方創生臨時交付金を利用し水道の基本料金の減免事業を行っておりますが、より一層の支援が求められています。中間市の財政状況は落ち着き、基金残高が順調に増えています。全世帯への一律給付金事業で還元し、市民生活を支援してはいかがでしょうか。市長の見解を伺います。 (1) 基金残高の見通しについて (2) 給付金事業の近隣の状況について (3) 本市としての取り組みについて</p>	市 長 担当部課長

— 般 質 問 (令和5年第4回中間市議会定例会)
 令和5年9月7日

NO. 2

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
掛 田 る み 子	<p>3. ハピネスなかまの送迎バスの停留所の再編について 市民の利便性向上のために、送迎バスのルートの見直し及び停留所の増設について伺います。</p> <p>(1) 送迎バスのルート及び停留所はどのようにして決まったのか伺います。</p> <p>(2) 市民の公平性の観点から、各自治会に一つは停留所を設置するべきと思いますが、再編について見解を伺います。</p>	市 長 担当部課長
蛙 田 忠 行	<p>1. 第5次総合計画基本構想に関する策定案の提案について (1) 令和5年6月議会で提案された第5次総合計画基本構想に関する策定案の提案理由について伺う。また、上記計画の提案に当たり、提案者である市長の総合計画に対する政策的認識と計画策定及び執行における行政的立場の理解を伺う。</p> <p>(2) 上記計画の議案審査は、議案の重要性に鑑み特別委員会が設置されたにも関わらず審議中断を余儀なくされている。この既定の事実は、提案自体が議会軽視も甚だしく、提案者の責任は極めて大きいと言わざるを得ない。提案者である市長ご自身の責任の所在と責任の取り方について如何にお考えか伺う。</p>	市 長 担当部課長
	<p>2. 市民会館「なかまハーモニーホール」について (1) 市民会館「なかまハーモニーホール」の今後の運用について伺う。</p>	市 長 担当部課長
	<p>3. 公的施設の最大化について (1) 直営、指定管理、委託等によって運用されている公的施設運用の最大化について伺う。</p>	市 長 担当部課長
	<p>4. 総合会館における住民サービス窓口について (1) 総合会館において予定されている住民サービスのための総合窓口の設置の現状と対応について伺う。</p>	市 長 担当部課長
	<p>5. 災害警戒本部について (1) 災害警戒本部に関する内部規定または規則について伺う。また、本部設置に伴う人員の配置、分担等について伺う。</p> <p>(2) 本年7月10日～11日にかけての大雨における災害警戒本部の対応は如何様にされたのか、人員の配置、勤務、庶務、分担について伺う。</p> <p>(3) 災害警戒本部の指揮官たる特別職の対応について伺う。</p>	市 長 担当部課長

— 一般質問 (令和5年第4回中間市議会定例会)

令和5年9月7日

NO. 3

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
山本 慎悟	<p>1. 固定資産税に係る固定資産の評価額の見直しについて (1) 固定資産税の基礎となる固定資産の評価額の見直し(評価替え)は毎年行うものなのか伺います。 (2) 固定資産の評価額の見直し(評価替え)の年以外は、固定資産税の据え置き期間だと聞いています。この期間に大幅な固定資産の評価額の見直しが行われた案件があるようですが、なぜ、据え置き期間である本年度に固定資産の評価額の見直しが行われたのか伺います。 また、このように据え置き期間に固定資産の評価額の見直しを行う場合は、現地調査や地権者に対して説明を行っているのか伺います。</p>	市長 担当部課長
	<p>2. 近年多発する大雨等の自然災害に対する市の対応について (1) 本年7月の集中豪雨による本市の被害状況について伺います。 (2) 道路冠水等に関する本市の治水対策について伺います。</p>	市長 担当部課長
安田 明美	<p>1. 世界遺産 遠賀川水源地ポンプ室の観光対策について (1) 駐車場整備後の来訪者数について 本年3月末に、遠賀川中間堰付近に大型バスが駐車できる駐車場が整備され、世界遺産 遠賀川水源地ポンプ室への観光客誘致や校外活動誘致・修学旅行誘致に取り組まれていると思いますが、その後来訪者は増加傾向にあるのか伺います。 (2) トイレの整備について 令和5年度予算に、「世界遺産仮設トイレ整備工事」に関する予算が計上されていますが、トイレ整備の進捗状況を伺います。</p>	市長 担当部課長
	<p>2. ひとり暮らしの高齢者の見守りについて (1) 見守り活動について 見守りの対象者数、現在見守りを希望されている方の人数、見守り隊の人数の推移を伺います。 (2) 見守りに登録されていない方への対応について 見守りの対象者で見守りを希望されていない方に対し、市はどのような対応をしているのか伺います。 (3) ICTを活用した見守りについて 令和4年3月定例会において、ICTを活用した高齢者の見守りに関し、「今後検討をしていく必要がある。」との答弁がありました。その後の状況を伺います。 (4) 見守りの共助・公助について 災害時において自助、共助、公助とよく言われますが、高齢者の見守り活動においても同様に言えると思います。自治会で独自に高齢者の見守り活動しているのはどのくらいあるのか、また、公助として、市はひとり暮らしの高齢者や見守り隊に対してどのような支援をしているのか伺います。</p>	市長 担当部課長

— 一般質問 (令和5年第4回中間市議会定例会)

令和5年9月7日

NO. 4

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
安田明美	<p>3. 夏休みの子供の昼食について</p> <p>(1) 給食のない夏休みは、共働きをしている親にとっては昼食の準備をするのは負担が大きくなります。 子ども家庭庁は、今年の6月に自治体に対し、地域の実情により放課後児童クラブにおいて昼食の提供をするよう通知をしたとのことですが、中間市においては、この通知に対しどのような対応をしたのか伺います。</p> <p>(2) 困窮家庭においては、放課後児童クラブを利用していない家庭もあり、特に現在の物価高で昼食を準備できず、昼食を食べることができない児童もいると思われていますが、市はこのような状況にある児童を把握しているのか伺います。</p>	市長 担当部課長
小林信一	<p>1. まちづくりと教育環境の整備について</p> <p>(1) 蔵元教育長が、教育長の職務に就かれて2ヶ月が経過します。この間、学校現場に足を運ばれたり、教育関係の情報収集に努められていると思います。本市の教育行政の課題を整理されつつあると思いますが、教育長としての責務をどのように受け止められているのか、教育長の見解を伺います。</p> <p>(2) 教員の業務の負担軽減について、他の自治体で統合型校務支援システムの導入が進められているようです。学校のICT教育の環境が整備される中、統合型校務支援システムの導入により、教員の事務作業の効率化と大幅な時間的負担軽減の効果があると聞き及んでいます。 この統合型校務支援システムについて、次の5点について伺います。 ア システム導入によって期待できる効果について イ 福岡県及び近隣市町におけるシステム導入状況について ウ 学校現場からのシステム導入の要望について エ システム導入に向けた課題は何か オ システム導入に対する国・県の支援について</p> <p>(3) 若者世代がこのまちに住んでみたい、安心して子育てができ、住んでよかったと思う「魅力あるまちづくり」が求められます。中でも、子育て世代の期待は、子ども達が将来を切り開く学力を、楽しく学びながら、しっかりと身に付けることにあります。 そこで、次の2点について伺います。 ア 市長の「まちづくり構想」に、特色ある教育行政の姿は、どのように位置づけられているのか、市長の見解を伺います。 イ 教員の働き方改革の改善策の一つとして、業務の負担軽減が喫緊の課題となっています。その解決策として、統合型校務支援システムの導入が求められていますが、このシステムの早期導入について、市長の見解を伺います。</p>	市長 教育長 担当部課長

— 一般質問 (令和5年第4回中間市議会定例会)
 令和5年9月7日

NO. 5

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
田口澄雄	<p>1. 小中学校の再編への動きと学校給食費の無償化について (1) 小中学校の再編については、動きが見えませんが、どうなっているのでしょうか。現状について伺います。 (2) 学校給食費の来年度以降の無償化については、検討されているのか伺います。</p>	市長 担当部長
	<p>2. 生活保護の申請時の問題について (1) 中間市では自動車を所有することが生活保護の開始決定とならない条件として適用されているようですが、障がい等で、車なしでは生活に支障をきたす申請者には、それなりの配慮が必要なのではないでしょうか。見解を伺います。 (2) ローン付き住宅所有者が、事業の廃止や失業等による生活困難で、生活保護の受給が必要となり申請した際、手持ち現金とローン残高が同じくらいの時の指導において、まず手持ち現金を使ってから申請するようにと指導され、手持ち現金がなくなり申請すると、残ったローン残高を理由に保護が開始されなかった事例があります。 これは、正しい指導なのでしょうか。見解を伺います。</p>	市長 担当部長
柴田芳信	<p>1. 新型コロナウイルス感染症問題について (1) 新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが今年5月に「季節性インフルエンザ」など同じ5類に移行され4ヶ月が経ちました。中間市の状況について伺います。 (2) 保健所や遠賀中間医師会の対応は今後どの様になるのか伺います。</p>	市長 担当部長
	<p>2. 中間市における視覚障がい者の問題について (1) 日常生活用具給付事業に指定されている視覚障がい者用体温計等の給付基準は、視覚障がい2級以上である者で視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯とされています。「これに準ずる世帯」の判断基準が明確ではありません。市の考えについて伺います。 (2) 盲人用安全杖(白杖)の予備の貸与について伺います。 (3) 歩行訓練をはじめとする生活訓練等事業が行われており、中途失明者の大きな希望となっています。令和3年度に訓練回数が減らされているようですが、以前の訓練回数に戻すことについて、市の考えを伺います。 (4) 障がい者が障がいのない人と同じように情報を得られる社会を目指すことを目的とした「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が昨年5月衆議院で可決しています。中間市において条例として定め、障がいのある方や外国人などの情報弱者に配慮した情報提供を行うことについて伺います。</p>	市長 担当部長

一 般 質 問 (令和5年第4回中間市議会定例会)

令和5年9月7日

NO. 6

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
柴 田 芳 信	<p>3. 自転車ヘルメット着用について (1) 道路交通法の改正により、今年4月から自転車を利用の際、ヘルメットを着用するように努めなければならない「努力義務化」となりました。中間市において、市民の安全を守る上でも購入補助制度を検討すべきと考えます。市の考えについて伺います。</p>	市 長 担当部課長

議案の委員会付託表

令和 5 年 9 月 7 日

第 4 回中間市議会定例会

議案番号	件 名	付託委員会
認定第 1 号	令和 4 年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について	別表 1
認定第 2 号	令和 4 年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について	市民厚生
認定第 3 号	令和 4 年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第 4 号	令和 4 年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業消防
認定第 5 号	令和 4 年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について	総合政策
認定第 6 号	令和 4 年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	市民厚生
認定第 7 号	令和 4 年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第 8 号	令和 4 年度中間市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	産業消防
認定第 9 号	令和 4 年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	
第 38 号議案	令和 5 年度中間市一般会計補正予算（第 6 号）	別表 2
第 39 号議案	令和 5 年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	市民厚生
第 40 号議案	中間市火災予防条例の一部を改正する条例	産業消防
第 41 号議案	中間市道路線の認定について	

別表 1

令和4年度中間市一般会計歳入歳出決算

歳 入

款 別	付 託 事 項	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各委員会

歳 出

款 別	款 名	項 別	付託委員会
1	議 会 費	全 項	総合政策
2	総 務 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	
		1項5目・6目・8目・10目の一部、1項12目・13目	産業消防
		1項1目・10目の一部、2項1目の一部、2項2目、3項1目の一部	市民厚生
3	民 生 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	総合政策
		1項1目・3目の一部、1項13目、2項1目・4目・6目の一部、3項1目の一部	
4	衛 生 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	市民厚生
		1項1目の一部、3項1目	総合政策
		1項1目の一部、1項3目、2項1目	産業消防
5	労 働 費	全 項	
6	農林水産業費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	総合政策
		1項2目・4目の一部、2項2目	
7	商 工 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	産業消防
		1項1目・4目の一部	総合政策
8	土 木 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	産業消防
		1項1目の一部、2項3目の一部、4項1目・2目の一部、5項1目の一部	総合政策
9	消 防 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	産業消防
		1項1目の一部、1項4目	総合政策
10	教 育 費	全 項	産業消防
11	災害復旧費	全 項	
12	公 債 費	全 項	総合政策
13	予 備 費	全 項	

別表 2

令和5年度中間市一般会計補正予算（第6号）

条	付 託 事 項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算補正	別表 3
第2条	第2表 債務負担行為補正	総合政策
第3条	第3表 地方債補正	

別表 3

歳 入

款 別	款 名 ・ 項 別	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各委員会

歳 出

款 別	款 名	項 別	付託委員会
2	総 務 費	全 項（他の所管に係る分を除く。）	総合政策
		1項12目	産業消防
3	民 生 費	全 項	市民厚生
6	農林水産業費	全 項	産業消防
7	商 工 費	全 項	
10	教 育 費	全 項	総合政策

午前10時00分開議

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第1、一般質問に入ります。あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、阿部伊知雄君。

○議員（11番 阿部伊知雄君）

公明党の阿部伊知雄です。通告に従い、質問をさせていただきます。

まず、中間市及び市内小中学校の歴史の保存についてです。中間市の歴史については、書籍として中間市史上巻・中巻・下巻があります。また、近現代史の資料館として、地域交流センター内に歴史民俗資料館が設置され、様々な写真やレプリカ、実物などの資料が展示されています。さらに、堀川の歴史として唐戸水門付近の堀川沿いにタイルによる表示などがなされています。

さて、中間市も市制発足65年になりました。その間の地域の変化は大きく、市政発足当時をしのぶことのできる風景は次第に少なくなりました。これからは、DVDなどデジタルで中間市の映像や写真など様々な資料を残していくことが必要になると思われれます。

そこで、現在、中間市の歴史を残していくために、どのようなことがなされていますか、お伺いします。

○議長（中野 勝寛君）

北原教育部長。

○教育部長（北原 鉄也君）

本市は、市の歴史を残していくため、昭和44年1月に中間市史編さん委員会を組織し、古代から中世までの歴史をまとめた中間市史上巻を昭和53年に、近世、近代の歴史をまとめた中巻を平成4年に、現近代の歴史をまとめた下巻を平成13年に刊行しております。32年間をかけて完成した中間市史は、膨大な資料と情報の収集、様々な調査を行った集大成であり、本市の歴史を総合的にまとめたものでございます。

これら市史編さんの際に収集した資料は、中間市歴史民俗資料館の収蔵庫に全て収蔵されており、写真資料につきましては、全てスキャンし、JPEGデータと画像が劣化しないTIFFデータにて、大容量記録媒体にて保管しております。また、市史編さん後も、本市の歴史を次世代に残していくため、博物館法第2条第1項の規定に基づき、継続的に

資料を収集し、保管しております。

○議長（中野 勝寛君）

阿部議員。

○議員（11番 阿部伊知雄君）

私も若い時分、中間市史上巻を購入したことを覚えております。

さて、今後、学校再編も計画されています。そこで、現在の中間市内の小中学校の詳細な歴史、校舎の写真などを残していくことが必要だと考えます。現在、中間市内の小中学校の歴史はどのような形で残されているのでしょうか、お伺いします。

○議長（中野 勝寛君）

森教育部参事。

○教育部参事（森 秀輔君）

各学校におきましては、沿革史という形で学校の歴史を記録として作成しております。形式は学校ごとに異なっておりまして、紙ベースの冊子に追記し、金庫に保管しているものやデジタルデータで作成し、電子保管をしているもの、また、デジタルで作成したものをプリントし、紙ベースでファイリングしたものなどがございます。

○議長（中野 勝寛君）

阿部議員。

○議員（11番 阿部伊知雄君）

現在、印刷物に二次元コードまたはQRコードと呼ばれるものが付いているものがふえています。その四角い図をカメラで読み込むとリンク先につながり、文字や画像が出てきます。来年度から小中学校で使用される教科書にはQRコードが付いていて、それにタブレットをかざすと、理科の実験の様子などを映像で見ることができるようになるそうです。今では、さらに機能が進化し、多言語に対応した音声読み上げ機能も付いているQRコードもあるようです。

そこで、中間市の歴史、現在の小中学校の歴史をQRコードなどデジタルを活用して残していったらどうかと思います。例えば、QRコードをカメラで読み取ると、過去の中間市の様子や学校が創立された当時の校舎の写真、児童生徒の活動の様子が写っている映像などが出てくるというような形式です。そのような形式で、中間市や小中学校の歴史を残していくというのはいかがでしょうか。市の見解を伺います。

○議長（中野 勝寛君）

北原教育部長。

○教育部長（北原 鉄也君）

QRコードを読み取ることにより画像や動画を見ることができ、多言語に対応した音声読み上げ装置などを活用することで、本市及び小中学校の歴史を普遍的に提供できるようになるものと認識しております。

しかしながら、QRコードを使用し、音声読み上げ装置Uni-Voice（ユニボイス）等で情報提供するサービスを実現するには、多額の費用と時間を要しますことから、現在、本市ではこのサービスを実施していません。今後もデジタル技術の進展等を注視しながら、本市及び小中学校の歴史を多くの方に知っていただくため、必要な情報を入手しやすくなるような方策を検討してまいります。

○議長（中野 勝寛君）

阿部議員。

○議員（11番 阿部伊知雄君）

行政のデジタルによる情報の蓄積・発信が教育、福祉、医療、行政サービスなど社会の様々な分野で進んでいくことは、誰もが情報に接することができ、サービスを受けられる環境づくりにつながるのではないかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。視覚障がい者に対する中間市の支援の状況についてです。

2006年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が障がいの有無によって、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に、2013年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」が制定され、2016年4月1日から施行されました。この法律では、障がい者に対する合理的配慮が示されています。合理的配慮とは、障がいのある方が社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がいの特性や困り事に合わせて行われる配慮のことです。役所や事業者に対して、障がいのある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応することを求めています。例えば、障がいのある人から、自分で書き込むのが難しいので代わりに書いてほしいと伝えられたとき、代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意思を十分に確認しながら、代わりに書く、また、意思を伝え合うために、絵や写真、タブレット端末などを使うなどです。

さて、コロナ感染拡大が始まった2019年以降、コロナ感染防止を図る上で、自分の体温を知ることは大変重要な行為になっています。体温が平常よりも高いときには、周りへの影響を考え、外出を控えるなどの対応を考えます。また、自身の健康管理や高齢者の健康寿命を延ばすためにも、体重の測定は大切です。目の不自由な方が、体温や体重を測定する場合、配偶者や同居している家族の支援が必要です。しかし、仕事などの様々な事情により、常に配偶者や家族が目の不自由な方を支援できる状況にあるとは限りません。

そこで、目の不自由な方が誰にも頼ることなく、体温や体重の測定がより円滑に行うことができるよう、視覚障がい者用体温計や音声式体重計の給付について、中間市の支援状況はどのようになっているのでしょうか。現状を伺います。

○議長（中野 勝寛君）

山本福祉支援課長。

○福祉支援課長（山本 竜男君）

視覚障がい者用の体温計及び音声式体重計は、在宅の障がいのある方に対し、日常生活の便宜を図り、もって障がいのある方の福祉の増進に資することを目的に、中間市日常生活用具給付等事業により、視覚障がい度等級が2級以上の身体障害者手帳を所持している方を対象に、必要と認められるときに購入費の支給を行っております。支援の状況につきましては、令和4年度は、体温計、体重計ともに支給の実績はなく、令和5年度においては、8月末現時点で体重計の支給はなく、体温計を1件支給しております。

○議長（中野 勝寛君）

阿部議員。

○議員（11番 阿部伊知雄君）

現在、感染症などのリスクが心配される社会状況もあります。少子高齢化に伴い、一人一人の健康寿命を延ばすことも重要です。だからこそ、誰もが健康で生き生きと生活できるよう、申し出があったときには、それぞれの障がい特性や困り事に合わせた市の対応を、どうぞよろしく願いいたします。

次に、目の不自由な方が使用する盲人用安全杖、いわゆる白杖について伺います。白杖の役割は、1つ、歩行時に周囲の人に知らせるための役割、2つ、歩行時に路面の前方状態の把握、3つ、障害物から身体を守るなど、目の不自由な方の歩行の安全性を保つという役割があると伺いました。目の不自由な方への白杖について、中間市の支援の現状を伺います。

○議長（中野 勝寛君）

山本福祉支援課長。

○福祉支援課長（山本 竜男君）

視覚障がい者安全杖、いわゆる白杖は日常生活の便宜を図ることなどを目的に、障害者総合支援法に基づいて支給される福祉用具であります。国が定める補装具費支給制度の基準等に基づき、視覚障がいの身体障害者手帳を所持している方を対象に補装具の支給を行っております。支援の状況といたしましては、令和4年度の支給件数は9件、令和5年度の件数は、8月末時点で2件でございます。

○議長（中野 勝寛君）

阿部議員。

○議員（11番 阿部伊知雄君）

さて、これは私自身の個人的な体験です。数年前、職場で健康診断の集団健診がありました。血圧、心電図、聴力、視力、尿検査、血液検査など様々な検査項目があり、会場内は検査ごとのブースに分かれていました。そこで、私は、検査が始まる直前に眼鏡のレン

ズをハンカチで拭いていたところ、眼鏡のフレームが真ん中から真っ二つに折れてしまいました。私は、眼鏡がなければ会場の中の検査ブースがどこにあるのかよく見えません。私は、両手で折れたフレームのレンズを両目に当てながら、それぞれの検査を受けました。困ったのは帰りです。車で検査会場まで来ていましたので、車を運転して帰らなければなりません。両手でレンズを持っていたら、車のハンドルを持てません。ハンドルを持てば、レンズを目に当てられません。片目で運転など、とても無理です。私は、会場の事務所に行ってセロハンテープを借り、真っ二つに折れた眼鏡のフレームを鼻当てのところから、セロテープでしっかりととめて、何とか運転して帰りました。この出来事以来、私は眼鏡の予備を準備しています。

目の不自由な方にとって、白杖は歩行の安全性を保つという役割があることは、先ほど述べました。この白杖を使用して歩行しているときに、放置自転車の車輪のスポークに白杖が挟まって折れてしまったという話を視覚障がい者の方からお聞きしました。また、歩行中に駐車場の車止めなどに突っかかり、道路側溝の溝ぶたの穴に入ってしまう、白杖が破損することは少なくないようです。外出先で白杖が破損したときの視覚障がい者の方の不安と恐怖は、私たちの想像をはるかに超えるものがあるだろうと思います。そう考えたときに、視覚障がい者の方から、「予備として2本目の携帯用白杖が必要である」との意思が伝えられたとき、市は何らかの合理的配慮を行わなければならないのではないかと思います。

ちなみに、2017年12月に、社会福祉法人日本盲人会連合が、視覚障がい者の補装具と日常生活用具の課題について検証することを目的に、全国1,235の自治体に行った「視覚障害者のための日常生活用具と補装具の給付及び貸与の実態調査事業」の報告書では、「盲人安全杖を当事者の申請により1度に2本支給することはあるか」との質問項目に「2本の申請があった全ての人に支給している」と答えた自治体の数は10自治体で0.8%、「必要性を認められた方のみ2本支給している」と答えた自治体が310自治体で25.1%です。

予備として2本目の携帯用白杖の給付について、中間市の見解をお聞かせください。

○議長（中野 勝寛君）

山本福祉支援課長。

○福祉支援課長（山本 竜男君）

補装具費支給制度では、予備の補装具の支給は認めておられず、本市におきましても同様の取扱いでございます。なお、決められた耐用年数以内で予備の白杖が必要な場合につきましては、自己負担で購入していただくこととなります。また、白杖が耐用年数以内で破損した場合には、原則として修理を行うことになっており、修理の前に申請していただければ、補装具の修理で支給をすることができます。

○議長（中野 勝寛君）

阿部議員。

○議員（11番 阿部伊知雄君）

予備の補装具の支給は認められていないということですか。全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、共生する社会の実現に向けて、県、国と協議、連携しながら、現状に適した何らかの合理的配慮がなされることを強く要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

この際、5分間休憩いたします。

午前10時18分休憩

.....

午前10時19分再開

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。通告に従い一般質問を行います。阿部議員に引き続き、視覚障がい者支援の質問になります。よろしくお願いいたします。

それでは、視覚障がい者のための音声コードの利用促進についてお伺いします。全ての障がい者が障がいの有無によって分け隔てられることのない社会を目指し、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が昨年5月に施行されました。アクセシビリティとは、利用しやすい、便利であることなどの意味をあらわしております。

さて、視覚障がい者というと、一般的には点字を思い浮かべる方が多いと思います。しかし、全ての方が点字を使えるわけではなく、読めるのは、視覚障害者手帳を持っている人の1割程度にすぎないそうです。多くは、補助者による代読やパソコンの読み上げソフトを使い、耳からの情報で生活されています。ほかにも、私たちが利用しているQRコードのような2次元の音声コードも開発されています。端に「切り欠き」と呼ばれる半円の穴をつけ、視覚障がい者が指で触れれば、音声コードの場所を認識できるようにしています。専用の無料アプリを入れたスマホをかざすと、音声コードが自動で認識され、印刷物の内容を読み上げてくれるというすぐれものです。

この音声コード作成ソフトは、民間には有償ですが、国や自治体には無償貸与されており、様々なところで活用が広がっています。中間市でも、音声コードを使っているそうですが、活用の経緯と現状を伺います。

○議長（中野 勝寛君）

山本福祉支援課長。

○福祉支援課長（山本 竜男君）

音声コードUni-Voice（ユニボイス）とは、文字情報を二次元コード化し、音声で読み上げることができるのコードのことです。スマートフォンに無料のアプリケーションをダウンロードすることで、視覚に障がいのある方をはじめ、文字が読みにくい方などが自身で確認できる情報環境を提供することができます。

本市における音声コードの導入につきましては、平成26年度に視覚に障がいのある方の情報環境の充実を目的に、公益社団法人24時間テレビチャリティー委員会及び特定非営利活動法人日本視覚障がい情報普及支援協会より、本市に作成ソフトの贈呈がなされ、無償で利用できるようになりました。音声コードの活用の状況につきましては、市選挙管理委員会事務局において、平成26年6月の衆議院議員総選挙のときから、希望者を対象に、選挙入場券の内容をお知らせするため、音声コードを活用しております。なお、導入している自治体等につきましては、令和5年8月末現在、自治体で402団体、国・公益法人294団体、民間法人369団体が導入しており、福岡県では17市5町が導入しております。また、北九州地区では、本市と苅田町の2自治体です。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（9番 掛田るみ子君）

北九州地区での導入が少ない中で、中間市選挙管理委員会が早くから音声コードを使用してくださっていることを高く評価したいと思います。

議長。百聞は一見にしかずと言います。恐れ入りますが、ここで実際に使ってみたいと思いますので、資料の配付をお願いできますでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま、掛田るみ子さんから、資料を配付したいという申し出がありましたので、会議規則第153条の規定により、許可することにいたします。職員に資料を配付させます。

（資料配付）

○議長（中野 勝寛君）

引き続き、よろしく申し上げます。掛田議員。

○議員（9番 掛田るみ子君）

こちらが、先ほどご答弁でありました、選挙の入場券のお知らせの見本になります。右下に音声コードがついています。スマホのアプリを開き、読み込ませてみますので、どうぞお聞きください。「なかま太郎様、中間市選挙管理委員会からのお知らせです。福岡県議会議員一般選挙について、投票日は令和5年4月9日、日曜日です。投票時間は午前7時から午後8時までです。あなたの投票場所は、中間東小学校体育館です。お願い。投票日には同封の入場券をもって、受付に提出し点字投票をしたい旨を伝えてください。もし入場券をなくした場合は、投票の当日障害者手帳など本人を証明するものを持参して、係

員に申出てください。投票日当日に投票に行けないときは、期日前投票をすることができます。期日前投票所は、以下の2か所です。場所は、市役所本館3階第2会議室、期間は4月1日から4月8日まで。時間は午前8時30分から午後8時までです。もう1か所は、場所は……」途中になりますが、いかがでしょうか。私は先日、視覚障がい者の会の懇談会で見せていただき、鮮明な音声で読み上げてくれることに大変驚き、感激しました。ちなみにスマホの画面には、音声コードに入れ込まれた文書が出てきます。読み上げているところの文字の色が変わりますので、耳で聞きながら、文章を目で確認することができます。

次に、こちら、耳で聞くウェブポータルサイトのチラシをご覧ください。先ほどのアプリには、全国自治体のホームページと同期しているポータルサイトがあります。中間市で登録すれば、ホームページのお知らせ部分ですが、読み上げてくれますので、ちょっとしてみたいと思います。「ふるさと納税ポータルサイト追加のお知らせ。2023年9月5日。ここから本文です。本文。ふるさと納税ポータルサイト追加のお知らせ。ページID 000821。更新日2023年9月5日更新。令和5年9月1日から、より多くの方に、中間市を知ってもらうために、ふるさと納税サイトまいふるを新たに追加しました……」中間市を「ちゅうかんし」というふうに読み込ませておりましたが、これは協会のほうに問い合わせをしたところ、漢字の後に括弧書きで「なかま」と、平仮名で入れていただければ、ちゃんと「なかま」と読むということでお伺いしております。

それともう1枚、こちらが県下で一番進んでいる福岡市の市民向けのチラシになります。福岡市は全庁的に活用を推奨しているだけでなく、事業者への活用も呼びかけています。協定を結び、携帯ショップで視覚障がい者に使い方のサポートを行っています。福岡市の積極的な取組が評価され、本来、民間は有償提供のところを、特別に市内の事業者に限り、ソフトを無償提供していただけるようになりました。ちなみに、19言語に対応しておりますので、外国人観光などにも活用できます。以上が資料の概要になります。

改めまして、音声コードは視覚障がい者だけでなく、外国人や疾病や高齢で読むことが困難な方にも、ありがたいサービスです。国は、マイナンバー通知カードや、ねんきん定期便に音声コードをつけています。福岡県の障害者福祉計画にも活用されています。最近では、水道などの検針票にも使われ始めたそうです。冒頭にも触れた障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に伴い、音声コードの活用は、急速に広がりを見せています。

中間市では、早くから導入しているものの、いまだに選挙管理委員会だけの利用にとどまっています。福岡市のように、全庁的な取組はできないのでしょうか。中間市の広報や公的な通知など、利用範囲を広げるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

冷牟田保健福祉部長。

○保健福祉部長（冷牟田 均君）

音声コード作成ソフトは、マイクロソフト社のワードのソフトで作成された文書の内容をコード化できる機能を有しております。現在、職員が使用するパソコンには、マイクロソフト社以外のソフトが搭載されており、音声コード作成で利用できる可能なパソコンは非常に少ない状況でございます。また、市民に最も身近な市民サービスを担当する部署では、発送する公的な通知は、年間に数十万通にも上り、多くの場合、総合行政システムから直接、通知文書が発行、印刷されますことから、別途、職員の手によりコード化できるよう変換の作業が必要となります。

以上のことから、各部署が発送する公的な文書の全てに、音声コードを活用することは困難ではございますが、ほかの自治体の先行事例や課題を把握し、情報の取得に配慮が必要な方を対象として、まずは、保健福祉部内で試験的・段階的に音声コードを活用していただけるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（9番 掛田るみ子君）

中間市で使っている文書は、ワードと違うソフトで作成しているため、ワードへの変換作業が必要になり、全てに音声コードをつけることは難しいというご答弁でした。しかし、情報の取得に配慮が必要な方には、活用範囲を広げられるように努力するというところでよろしいでしょうか。

ところで、ワードの使えるパソコンが少ないとのことでしたが、現在、何台ぐらいあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（中野 勝寛君）

山本福祉支援課長。

○福祉支援課長（山本 竜男君）

情報管理課に確認をいたしました結果、現在、職員等が利用しているワード機能があるパソコンの台数は、70台でございます。また、情報管理課が入替えのため、回収したワード機能があるパソコンの台数は40台でございます。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（9番 掛田るみ子君）

パソコンは、今後も随時入替えをしていくことと思いますが、音声コードをつくるためにワードが使えるパソコンが必要になります。活用範囲を広げられるように一定数の配置は確保してもらおうように要望いたしますが、よろしいでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

山本福祉支援課長。

○福祉支援課長（山本 竜男君）

はい。そのように検討いたします。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（9番 掛田るみ子君）

よろしく願いいたします。

さて、当然のことですが、視覚障がいを持ちの方は、ハザードマップを見ることができません。しかしながら、災害時、生命を守るためには、事前の防災情報を理解し、早めに避難していただく必要があります。

そこで、ハザードマップなど災害情報への音声コードの活用について、お伺いします。

○議長（中野 勝寛君）

清水安全安心まちづくり課長。

○安全安心まちづくり課長（清水 秀一君）

視覚障がい者向けのハザードマップは、本年5月30日に、国土交通省がインターネット上で公開しており、あらかじめ音声読み上げソフトをインストールしておけば、情報を音声で聞けるようになっております。また、住所を入力したり、現在地を検索することで、その地点の災害リスクや災害時にとるべき行動が音声で読み上げられます。

国土交通省が視覚障がい者向けの情報取得手段の一つとして、無料で提供しておりますので、市のホームページにもリンクを貼り、周知・啓発してまいります。また、本市独自の音声コード、いわゆるUni-Voice（ユニボイス）を活用したハザードマップは、今後、他の自治体を参考に検討してまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（9番 掛田るみ子君）

ホームページにリンクを貼りつけてくださるそうで、ありがとうございます。国土交通省が提供している「耳で聴くハザードマップ」は、本年3月に公明党の参議院議員が予算委員会で質問し、実現したものです。国土交通省が提供している「重ねるハザードマップ」を音声読み上げソフトに対応させました。また、先ほどご紹介したアプリの中にも、ハザードマップのポータルサイトがあります。位置情報で今開くと、今いる場所を認識し、災害リスクや一番近い避難所を音声で教えてくれます。

ちなみに、課長は、このアプリのハザードマップを使ったことはありますか。

○議長（中野 勝寛君）

清水安全安心まちづくり課長。

○安全安心まちづくり課長（清水 秀一君）

今回、議員からご質問いただきまして、ユニボイスブラインドアプリを、タブレットと

スマートフォンにインストールし、使ってみました。位置情報や漢字の読み上げ方など、一部不正確なものや緊急避難場所といった災害対策基本法に定義されていない文言も一部見受けられますが、現段階では、有効な一つの情報手段になり得るものと感じました。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（9番 掛田るみ子君）

ありがとうございます。使っていただきまして。私が自宅で使ってみたところ、浸水想定など災害リスクは教えてくれますが、避難所は、中間市のハザードマップで一時避難所として指定している我が家から一番近い場所にある公民館を案内しました。このことから、災害時の避難での活用は難しいものの、浸水想定などの確認には有効なものであることが分かりました。

ハザードマップはあくまでも事前確認するためのものであり、実際の避難のときは、最新の行政情報で避難所を確認するようにとの注意喚起も必要だと感じましたので、アプリのご紹介の際には留意していただきますように、よろしく願いいたします。今後、中間市のハザードマップ更新時には、ぜひとも音声コードの活用をよろしく願いいたします。

最後に、市長にお伺いします。平成26年、市が音声コードソフトを導入したとき、各部に照会したそうですが、活用の広がりはありませんでした。当時に比べ、音声コードは飛躍的な進化を遂げ、可能性も広がっています。現在、障がいの有無によって分け隔てられることのない社会へと法整備も整っている間、中間市として、全庁的に音声コードの効果的な活用を進めるよう推奨してもらえますか。重ねて、ワード対応のパソコンの確保もお願いできますでしょうか。見解をお聞かせください。

○議長（中野 勝寛君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

音声コードを中間市でも普及させていきたいと考えておりますので、マイクロソフトワードが、全庁的に使用できる環境を整えたいと思います。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（9番 掛田るみ子君）

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、物価高騰対策として、給付金の支援についてお伺いします。現在、中間市では物価高騰対策として、国の地方創生臨時交付金を活用し、今年度、令和6年3月末まで、全世帯に水道料金の減免事業を行っております。

しかしながら、原油高騰により、ガソリン価格は16週値上がりで最高値を更新しており、生活に不可欠な燃料価格上昇は、様々なサービスや製品価格を押し上げ、物価高騰に

歯止めがかかりません。市民生活は多大な影響を受けており、より一層の支援が求められています。

このたびの令和4年度の決算を見る限りでは、市の財政状況は落ちつきを見せ、令和元年に底をつきかけた基金は回復し、順調にふえ続けております。これはひとえに、市長を初めとした職員の皆様の懸命な取組のおかげです。

一方この間、市民に我慢をしていただいたことも事実であります。そこで、ご協力いただきました市民への感謝の思いを込め、全世帯の一律給付金事業を実施し、中間市として、市民生活を支援してはどうかとの質問になります。

それではまず、中間市の基金残高の見通しについてお伺いします。

○議長（中野 勝寛君）

後藤総務部長。

○総務部長（後藤 謙治君）

本市の基金残高は、普通会計の令和4年度末決算において、64億2,532万6,000円です。しかしながら、令和4年3月末における福岡県下、政令市を除く27市の基金積立残高の平均は、119億8,533万8,000円でありますことから、本市の基金残高が十分であるとは言いがたい状況です。また、この基金の積立は本質的に、財政構造が健全化した結果だけではなく、財産の売却収入やふるさと納税、借換債による公債費の抑制など短期的な事象に起因するものです。加えて、今後においても、少子高齢化による人口減少に伴う税収の減少や物価高騰等に起因する経常的支出の増加、公共施設の維持管理等に係る行政需要など、様々な厳しい状況が見込まれております。

よって、これからも持続可能な市政運営のため、財政状況の改善に向けた取組を進めてまいります。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（9番 掛田るみ子君）

少子高齢化による人口減少や公共施設の更新費用など、中間市の将来を見据え、懸命にやりくりしていただいた結果が、64億2,000万円という基金残高であると評価します。昨年の決算の基金残高46億2,000万円は、中間市制始まって以来の最高値でしたが、1年で18億円も積み増し、最高額を更新しています。また、このたびの議会の事前説明でいただいた資料によれば、今年度末の基金残高の見込みは73億1,000万円となっております。あくまでも見込みにすぎませんが、さらに9億円上乗せになるとの予測です。

さて、財政指標の一つに、将来負担比率があります。令和3年は13.9%でしたが、令和4年度決算では、数値が書かれておらず、皆減になりましたが、この意味の説明をお願いいたします。

○議長（中野 勝寛君）

持田財政課長。

○財政課長（持田 将一君）

将来負担比率とは、地方公共団体が抱える負債の大きさを、標準財政規模に対する割合であらわしたものでございます。この算定の際、将来負担額から基金などの充当可能財源を差し引いて算定いたします。令和4年度決算において、本市の将来負担比率は皆減、該当なしという意味で「バー」というふうに表記させていただいております。これは、将来負担額より充当可能財源が大きいことなどにより、算定されない状況となったことを示しております。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（9番 掛田るみ子君）

中間市の財政を家計に例えれば、貯金がふえたことにより、借金返済の心配がない状態と考えてよろしいでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

持田財政課長。

○財政課長（持田 将一君）

大まかには、そのとおりでございます。ただし、基金には、特定目的にのみ使用が可能な目的基金も含まれており、現実的には基金残高の全てを借金返済に充てることはできないため、留意が必要となります。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（9番 掛田るみ子君）

財政の将来負担比率の表記がなくなるのは、中間市始まって以来のことです。福田市長初め、職員の皆様が中間市の将来を見据えた財政運営に真摯に取り組んでくださったおかげであります。

さて、市民より「物価高騰対策として、水巻町では全世帯に給付金の支給があったと聞いている。中間市でも支援してもらいたい」とのご要望を受けました。そこで、近隣の給付金事業の実施状況についてお伺いします。

○議長（中野 勝寛君）

芳賀企画課長。

○企画課長（芳賀麻里子君）

近隣自治体である遠賀郡4町における全住民または全世帯向けの給付事業といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急的な生活支援対策として、現金給付や在宅時間の増加により、電気料金にかかる支出が増加となっていることに伴う電気料金支

援対策としての現金給付等が実施されております。また、原油価格・物価高騰による経済的影響を受けた世帯や事業者支援として、地域内での消費を喚起するための商品券給付や水道料金の減額、家庭用ごみ袋の支給事業等も実施されております。

代表的な事業を申し上げましたが、いずれの事業も新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したものでございます。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（9番 掛田るみ子君）

昨年度までの給付金事業の状況を答弁してくださったようですが、改めて遠賀4町が新年度原油価格・物価高騰対策の支援として行っている給付事業をご紹介します。岡垣町は国の3万円給付の対象外である課税世帯に1万2,000円の商品券、遠賀町は1人1万円の商品券、水巻町は全世帯に2万円の現金給付、芦屋町は全世帯に2万円の現金と1人1万円の商品券の配布をしているそうです。ちなみに、このたびの水巻町と芦屋町の現金給付の財源は、単費と伺いました。国の交付金ではなく、町のお金を使って支援をしていることとなります。遠賀4町では、コロナ禍で現金給付や商品券など全世帯向けの一律の支援事業は様々実施されてきました。しかしながら、中間市は、令和元年の基金枯渇の危機を教訓に、一律の給付金や商品券の事業は一切行っておりません。当時は全世帯へのごみ袋の配布がやっとでしたが、それでも市民は喜んでくださいました。

ご答弁では、福岡県の基金の平均は119億8,000万円であり、また、人口5万人以下の自治体の平均は83億円と伺っています。中間市の基金は、急速に積み増したとはいえ、平均まで達しておりません。財政を預かる責任者としては、楽観はできないのかもしれませんが、財政調整基金だけ見ても、令和元年の1億3,000万円から44億7,000万円まで復活しています。令和4年度決算で初めて、将来負担比率が皆減になりました。今なら、市民要望の給付金事業を実施してあげられるのではないのでしょうか。これまでの市民の協力に感謝するとともに、財政が落ちつきを取り戻したことを報告し、改めて持続可能な市政運営への協力をお願いしてもいいと思います。

今こそ、市民への感謝の思いを込めた給付金事業を実施し、物価高騰にあえぐ市民生活を支援しませんか。市長の見解を求めます。

○議長（中野 勝寛君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

本市は、令和元年度末に、財政調整基金残高が1億3,399万3,000円となる危機的状況に陥りました。この状況を打破するため、公共施設の統合や歳出の見直し、自主財源の確保など様々な痛みを伴う改革に取り組んでまいりました。この取組は、市民の皆様、そして議員の皆様方のご協力のもと実を結び、危機的なまでの状況は脱することがで

きております。ひとえに皆様方のご理解、ご協力の賜物と感謝いたしております。誠にありがとうございました。しかし、本市の財政再建はいまだ道半ばでございます。今後も慢心することなく、地道に努力を積み重ねていく所存です。

さて、議員のご質問の物価高騰対策についてでございますけれども、今後、国における経済対策のための財源措置がなされるなど、財源の確保がなされた際には、私なりに、市民生活の支えとなる施策の検討、これを行っていきたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（9番 掛田るみ子君）

中間市が持続可能になるように、財政再建に誠実に取り組んでくださっていることに心より感謝しています。市民に寄り添った思い切った支援策を期待し、次の質問に移ります。

最後に、ハピネスなかまの送迎バスの停留所の再編について、お伺いします。ハピネスなかまは2001年に完成し、地域総合福祉会館として、高齢者や障がいのある人が安心して使えるように整備された建物です。健康づくりのためのトレーニング室やプール、入浴施設などが配置されていました。毎日のように通われる方もおり、利用者の固定化など課題がありましたが、当時の中間市にとっては画期的な施設だったと思います。

その利用者の足として整備されたのが、送迎のための福祉バスになります。現在は、経年劣化による設備の老朽化とプールなどが建物上層部にあることにより、防水や水のくみ上げなど維持管理費用の課題もあり、やむを得ず廃止し、サテライトオフィスとして改装されています。新年度から、より多くの役割を担わせる施設にすると伺っています。再編の内容には課題もありますが、この機会に送迎バスのルートも見直し、停留所を増設するなど市民の利便性向上に努めてははいかがでしょうか。

改めて、送迎バスのルート及び停留所はどのようにして決まったのか、お伺いします。

○議長（中野 勝寛君）

原口総合会館長。

○総合会館長（原口 憲一君）

ハピネスなかまの送迎バスのルート及び停留所の決定に至った経緯につきましては、当時の事績が残っておらず、経緯を知ることが難しい状況です。ルート及び停留所の設定について、留意していると思われたいのは、ハピネスなかまの利用者は、高齢者や障がいのある方が多いことから、停留所が乗客を安全に乗降させることができる場所であること、主に道幅の広い幹線道路を通行していること、ルートを複数設定し、市内全体を巡回していること、また、バスの利用者の体力的な負担を考慮し、1便の所要時間が約1時間程度で設定されていることなどでございます。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（9番 掛田るみ子君）

資料が残っていないので、停留所の決定の経緯は分かりませんが、安全性と所要時間に考慮して決めたとのことご答弁でした。

さて、ハピネスなかまは、災害時には真っ先に開設される福祉避難所であります。また、今年の県議会議員選挙では、初めて期日前投票所としても使用しました。中間市は4キロ四方と面積は小さいものの、ハピネスなかまは市の南に位置し、中心から外れております。会館に行くには、市民の多くは、筑豊電鉄の線路を渡ることになります。ところが、最寄りの踏切から施設までの線路沿いには歩道がありません。回り道をすれば、遊歩道を歩けますが、交通量の多い道を横切らなければなりません。歩道橋はあるものの、エレベーターはなく、足の不自由な方は使えません。車ならいいでしょうが、徒歩や自転車で行きやすい場所とは言えません。それだけに、送迎バスの役割は大きいものがあります。住みなれた地域から、誰もが安心して行けるように、各自治会の公民館近くに停留所があればいいのにと考えます。

公平性の観点からも、各自治会に最低一つは停留所を設置するべきと思いますが、ルート及び停留所の再編について見解を伺います。

○議長（中野 勝寛君）

冷牟田保健福祉部長。

○保健福祉部長（冷牟田 均君）

現在の送迎バスの運行状況につきましては、バス2台で1日あたり12便を運行し、1便の所要時間は1時間程度となっております。現在、自治会内に停留所のない自治会は9つありますが、最寄りの停留所が約200メートル以内に設置されている状況です。

停留所の増設、ルートの変更につきましては、施設の利用者の利便性を総合的に判断し、また、関係部署と連携をとりながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（9番 掛田るみ子君）

ご答弁では9つの自治会に停留所がないということでした。また、バスの所要時間はおおむね1時間程度とのことでしたが、時刻表で確認したところ、1便の最短が35分、最長が1時間20分と45分も差がありました。バスのルートは6つあり、往復しますので、12便運行していることとなります。大半の停留所が往復で2便が停車するようにつくられていますが、場所がいいのか複数便停まる場所も多く見受けられました。私が確認できたものだけですが、10便が2か所、8便が1か所、6便が4か所、4便が2か所ありました。このように複数ルートにわたり停車する場所もあれば、停留所すらない自治会があるというのはいかがなものでしょうか。中には、自治会にはなくても、停留所が近いケースもあるかと思いますが、公平性の観点から、希望される自治会には、停留所をつく

っていただきますように要望しますが、よろしいでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

冷牟田保健福祉部長。

○保健福祉部長（冷牟田 均君）

先ほど申しあげました関係部署と連携とりながら、自治会の意見も取り入れまして、停留所を検討してまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（9番 掛田るみ子君）

見直しは、作業は大変かと思いますが、市民の公平性と利便性向上のために、よろしくお願ひいたします。

最後に、失礼を承知で皆様にお願ひがございませう。職員の皆様には、できない理由を探す前に、どうしたらできるのか知恵を絞っていただきたいと思ひませう。ときに、市民を管理し、中間市役所の業務運営を守るためにお仕事をされているように感じることがあります。行財政改革の中で、職員数は減少し、皆様の業務負担は大きくなっていることと拝察いたしますが、中間市の職員の皆様には、市民生活の課題に寄り添ひ、解決に向け、一歩でも踏み出そうとする姿勢を持ち続けていただきたいと思ひませう。市民から一つでも多くの「ありがとう」がいただけるように私自身も精進してまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上で質問を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

この際、5分間休憩いたします。

午前10時54分休憩

.....

午前10時58分再開

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

蛙田忠行君。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

日本維新の会の蛙田でございます。通告に従ひ、質問を行います。

通告1の質問に当たりまして、冒頭に、地方自治法が定める市長の提案権と執行権について確認をしておきます。この確認は、市長職を6年間強務められる福田市長に対しては、いささか愚問かと思ひませうがご容赦ください。

地方自治法第149条では、長の権限及び組織について次のように定めております。まず、長の権限について、第149条「普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担

任する。1つ、普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。2、予算を調製し、及びこれを執行すること。」。次に、執行機関について、同じく第138条の3で、「普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。2、普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。3、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。」。さらに、執行機関の組織について、いわゆる執行部ですね、中間市行政組織規則（昭和58年中間市規則第6号）で、次のように定められております。第1条、「この規則は、市長の権限に属する事務の適正かつ能率的な遂行を図るために必要な組織及びその分掌する事務を定めることを目的とする。」。以上、地方自治法等で定められた長の権限と提案権及び補助機関との関係について、福田市長がどこまでご認識なのか、私にはいささか釈然としないものがあります。まずは、このことをお伝えして、質問に入ります。

通告1の1、令和5年6月議会で提案された第5次総合計画基本構想に関する策定案の提案理由について、改めて伺います。また、第5次総合計画基本構想に関する策定案の提案に当たり、提案者である市長の総合計画に対する政策的認識と計画策定及び執行における行政的立場の理解を伺います。

○議長（中野 勝寛君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

令和5年6月の定例市議会におきまして、中間市第5次総合計画基本構想の策定に関する議案を上程いたしました。まず、その提案理由を改めて申し上げます。

近年の我が国の社会経済情勢を見ますと、様々な分野において、人口減少や少子高齢化の進行による影響が懸念されております。これは、本市においても同様であり、人口減少に伴う歳入の減少や高齢化率の上昇に伴う社会保障関連経費の増加に加え、老朽化した公共施設の対策など、今後乗り越えなければならない課題が山積してあります。これらの課題に対応し、子供たちの笑顔があふれ、若い世代が将来に希望を持ち、高齢者が元気に生きがいを持って暮らしていくことができる中間市を市民の皆様とともに作り上げていくためには、長期的な視点に立った総合的かつ計画的な行政運営が必要でありますことから、その指針となる中間市第5次総合計画を策定することといたしました。

中間市第5次総合計画の策定に当たりましては、市民の皆様から多様な意見やご提言をいただくために、パブリックコメントを実施いたしました。また、学識経験者や民間各種団体の代表、市民の代表など9人の委員で構成される中間市総合計画策定審議会に諮問し、

パブリックコメントでいただいたご意見を含め、様々な見地から、熱心にご審議いただき、本年3月31日に、中間市第5次総合計画の基本構想及び基本計画について答申をいただいております。

私としましては、策定過程における様々なご意見を踏まえた、この答申の趣旨を、最大限尊重し、本市の強みやポテンシャルを見つめ直し、さらに磨きをかけていくことで、市民の皆様が誇れる中間市を実現していくことが、重要であると考えております。

それでは、基本構想の主な内容についてご説明いたします。まず、序論として、計画策定の概要、本市における課題、本市の地理的位置などの状況を示しております。次に、本論として、将来にわたって持続可能な「夢がかなうまちなかま」を将来像として掲げ2060年に2万3,026人を上回る人口の将来展望、将来像の実現を目指すための施策の大綱を示しております。

つきましては、中間市総合計画条例第4条の規定により、中間市第5次総合計画の基本構想の策定について、議会の議決を求めるものでございます。なお、議決をいただきましたら、今後は、基本構想において示す施策の大綱に基づき、将来像の実現を目指すために「都市基盤」、「環境」、「産業」、「保健福祉」、「教育」、「安全安心」及び「行政経営」の7つの行政分野で政策を設け、相互に連携させながら展開していくことで、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進することといたしております。

以上が、令和5年6月の定例市議会において上程いたしました中間市第5次総合計画基本構想の策定に関する議案の提案理由でございます。また、平成23年8月1日に施行された地方自治法の一部改正により、自治体において基本構想の策定義務がなくなりましたものの、中間市第5次総合計画を策定するに当たり、令和4年12月の定例市議会において中間市総合計画条例の議案を上程し、基本構想の策定、変更及び廃止をしようとするときは、その重要性を鑑みて議会の議決を経るものとするとしております。

このように、私としましては、総合計画は自治体における最上位計画であるという認識をしております。このたびの第5次総合計画を策定するに当たりましては、中間市総合計画策定審議会において審議をいただき、また、パブリックコメントにより市民のみなさまから多様なご意見やご提言をいただいた内容を踏まえ、同審議会から答申を受け、議案を上程いたしました。

○議長（中野 勝寛君）

蛙田議員。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

では、通告1の2、第5次総合計画策定案の提案責任について伺います。ご存じのように、第5次総合計画基本構想に関する策定案の議案審査は、議案の重要性に鑑み、審査特別委員会が設置されたにもかかわらず、審査中断を余儀なくされております。

福田市長。この既定の事実は、先ほど申し上げたように、本来ならば、提案権を持たれ

る市長、あなたが責任と誠意ある提案をなされていれば、特別委員会の審査中断という事態を招いていなかったのではないのでしょうか。厳しく申し上げれば、この審査中断は、議会軽視も甚だしく、あわせて提案者たる福田市長の責任は極めて大きいと言わざるを得ません。

よって、提案者である市長自ら、ご自身の責任の所在を明確にさせていただかなければなりません。いかがでしょう。福田市長、いかにお考えか伺います。

○議長（中野 勝寛君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

まず、先ほどもご説明いたしましたとおり、私といたしましては、中間市総合計画策定審議会から答申いただいた内容について、これは申し分ないと判断したものであり、中途半端な状態で議案を上程するなどの、いわゆる議会軽視ということは一切ございません。

当該議案は、総合的な調査及び審査が必要であると判断され、特別委員会において審議されることとなりましたものの、現在は中断となっている状況であることから、私としましても、一刻も早い再開を希望しているところであります。この審議中断を余儀なくされている理由についてですけれども、新たに今議員の要求された中間市第4次総合計画の検証に係る資料の作成、これに時間を要したことによるものでありまして、決して議会軽視ではないということをご理解いただけたらと思っております。

しかしながら、中間市第5次総合計画を策定するに当たり、中間市第4次総合計画の検証、これが十分になされないまま議案を上程したこと、このことに伴い、特別委員会での審議中断が余儀なくされたことに関しまして、私としておわび申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

蛙田議員。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

ただいま福田市長が述べられた見解、同意いたしかねますが、特別委員会の策定案審査は進めなければなりません。執行部の皆さんにおかれては、特別委員会の審査が滞りなく進むような対応を要請しておきます。

では、続いて通告3、次の質問に移ります。質問の整列を整えるために、順序を変えて、まず通告3の公的施設の最大化について伺います。

初めに、最適化・最大化とは何を指すのか。最適化というのは、本来、目的に対して最も適切な方針、計画を立て設計を行い、あるいはそうした選択を行うことであります。そして、ある制約のもとで、複数の選択肢を組み合わせ最適なものを探すことと解釈されます。行政における最大化とは、最適化された行政資産、行政資産の運用、行政業務効率、住民サービスの効果等を最大にすることにより、無駄のない行政の確立を図ることです。

以上を踏まえ、行政資産の活用と運用の最大化、行政サービス提供の最適化と最大化という政策テーマについてお尋ねをいたします。

まずは、公共施設等の機能を最適化し、そして最適化された機能を最大化することにより、人口減少等の社会要因による財政運営の劣化を防ぎ、行政サービスの質と利便性の飛躍的な向上を目指す政策の構築が必要不可欠ではないでしょうか。では現状、どうかと申し上げれば、最適化・最大化の政策をベースにされているとは、とても見えません。評価しがたいと言わざるを得ません。本市における行政施策の現状を多面的に評価分析するための、基調的指標であるべき第5次総合計画策定案の不備が、この事実を物語っているのではないのでしょうか。政策遂行の戦略に基づく行政運営とは、現状を推認する方策や施策の執行ではなく、政策の基調を戦略的に構築し、デザインしなければならないものであります。単に、施策や方策の取組だけではなく、行政運営における政策の核心として、公的施設の最適化・最大化を位置づけ、取り組むべきと考えますがいかがでしょうか。

公的施設の最適化・最大化について、どのような見解をお持ちなのか、伺います。

○議長（中野 勝寛君）

後藤総務部長。

○総務部長（後藤 謙治君）

本市の公共施設につきましては、中間市公共施設等総合管理計画に定める基本方針により、維持管理などを進めております。公共施設を取り巻く課題として施設の老朽化、人口減少及び少子高齢化に伴う社会保障経費等の財政負担の増加により、公共施設の維持管理や更新などに必要な財源の確保が挙げられます。このような状況の中、行政サービスを低下させることなく、サービスの質の向上を目指すためには、市民の新たなニーズや利便性の向上などを十分に検討し、既存施設の集約化、複合化を進め、再編を行うことが必要不可欠であると考えております。

公共施設の再編に当たっては、既存の公共施設を機能面から分類し、分野ごとの特性を生かした上で、本市のまちづくりを見据えたゾーニングに沿って、類似する公共施設の集約化を図ることにより、公共施設を中心としたコミュニティの場の形成、にぎわいづくりなどに貢献できる本市の発展に寄与することと考えていますことから、公共施設のあり方について、本市の方向性を定める公共施設の最適化・最大化に取り組んでまいりたいと思っています。

○議長（中野 勝寛君）

蛙田議員。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

ただいまの答弁ですが、私の質問の論旨と若干乖離がありますけれども、政策の指向性は一定程度共有できるものがありますので、執行部におかれては、さらに認識を深めていただき、政策の構築と戦略的行政運営に取り組んでいただけるよう要望しておきます。

では、通告2、中間市市民会館ハーモニーホールの運用について伺います。ハーモニーホールは、中間市市民会館設置条例（平成8年7月1日条例第12号）により、教育文化施設として、市民文化活動の中核施設として運用が始まり、本日に至るまで、市民の皆さんや関係各位のご努力により、一定の役割を果たしてこられたものと推察をいたします。中間市市民会館設置条例に次の条文があります。第12条「市長は、ハーモニーホールの管理及び運営を教育委員会に委任する。」次に、第13条、「ハーモニーホールの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。」。「できる」ですよ。第14条、「指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。」云々。第15条、「指定管理者が行う管理の基準」云々。さらに、運用に関して、平成8年7月1日規則第15条、中間市市民会館の管理及び運営に関する事務委任規則があり、次のように定められています。第1条云々、第2条云々。これはもうご存じでしょうから申し上げません。

以上、ハーモニーホールの設置、運用の定めを申し上げましたが、施設の運用開始以来、概ね約27年を経過し、ハーモニーホールを取り巻く環境は、開所当時と様変わりしているのではないのでしょうか。財政の将来負荷を考えると、巨大な箱物を現状の運営で保持し続ける財政パワーが、今の本市にあるのでしょうか。施設の耐用年数を加味すると、廃止の措置は現実でないことは論を待ちません。そうであれば、1施設1事業の単一の運用を続けるデメリットを選択するのではなく、教育文化に寄与する統合施設として、施設の最適化・最大化を図ることが、市民的政策として、何より高い行政効果をもたらすのではないのでしょうか。

ハーモニーホールの今後の運用について、どのような政策をお持ちなのか、伺います。

○議長（中野 勝寛君）

亀井生涯学習課長。

○生涯学習課長（亀井 誠君）

中間市市民会館は、住民の教育文化活動の支援を図り、もって豊かな文化を育み、感性あふれる人づくりを通じて、文化の香るまちづくりに寄与するため、平成8年11月に開館し、今年で27年を迎えます。これまで様々なコンサートやイベントを通じ、コロナ禍以前は、年間約12万人の芸術文化や生涯学習活動を育み、住民の文化の創造と活動の促進を担う施設として、その役割を果たしてまいりました。

議員ご指摘のとおり、少子高齢化の進展やデジタル社会の到来、感染症などのリスクの増大など社会情勢が目まぐるしく変化する中で、市民会館を取り巻く環境は、開館当初とは様変わりしているものと認識しております。

今後、本市の現状と未来を考え、住民の安心安全や利便性の確保、住民サービスの向上に努め、また、住民のニーズに適した教育文化活動の支援を継続していくためには、市民会館を市の教育文化を担う拠点施設として機能を集約し、その最適化・最大化された施設

の中で、住民の教育文化活動を最大限に発揮できる取組を行っていく必要があると考えております。

○議長（中野 勝寛君）

蛙田議員。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

令和6年3月をもって、現在のハーモニーホールの指定管理者との契約終了となるようですが、ただいまの答弁を踏まえて、市民会館のハーモニーホールの最適化・最大化を目指した施策の推進を期待し、要望しておきます。よろしいでしょうか。

では、通告4、総合会館において予定されている住民サービスのための総合窓口の設置の現状について伺います。令和4年3月定例会におきまして、議員各位のご理解のもと、ハピネスなかま総合会館（開設2001年築22年）、生涯学習センター（開設1994年築29年）の旧福社会館と生涯学習センターを統合する中間市総合会館条例の改正条例の制定を見るにいたりしました。改正条例の提案理由の中で、両施設の一体的運用を図ることにより、施設の行政効率、効果の最大化を行い、管理運用コスト、技術的コストの縮減による財政支出の低減を図ることが、公共施設管理計画に沿った措置であることと申し上げた記憶がございます。公的施設の行政効率及び効果の最大化を図ることにより、満足度の高い住民サービスの提供に資することを目的とした次第であります、この条例改正の目的は。結果、新しく運用を始めた総合会館は、効率的・効果的な施設として、その役割を担ってきたのでしょうか。約1年半が経過しましたが、現状を見る限り、そのような施設とはなっておりません。医療と福祉と健康を守る砦になっていないのではないのでしょうか。なぜでしょう。それは、通告3でお尋ねしたように、施設の効率的・効果的な運用を行うための最適化・最大化の政策が立ち上げられていないからであります。

それらを踏まえ、その第一歩として、幅広い適宜な住民サービス等のための窓口、総合窓口の設置が必要です。もう既にこれは約束されたことです。総合会館の窓口及び配置を検討されているようですが、先だってお聞きする限り、とても本来の目的に沿った整備案になっていないようです。そこで、あえて提言をいたしますが、医療と福祉と健康を守る集約されたサービスの提供を目指されるのであれば、生涯学習センターを移転されることが肝要ではないのでしょうか。いかがでしょうか。答弁を求めます。

○議長（中野 勝寛君）

冷牟田保健福祉部長。

○保健福祉部長（冷牟田 均君）

先ほど議員のほうからは、総合窓口の話がございましたので、その辺りのお話をさせていただきますが、近年の住民からの相談は、家族構造の変化や多様化により生活課題が複雑化、複合化しており、それらの課題を受け止めるための柔軟な対応力が求められております。そのためには、地域福祉の推進役である社会福祉協議会が、総合窓口として機能す

ることが必要であると考えております。

また、保健福祉部各課は、子育て支援や地域医療の確保、健康づくり、障がいのある方や高齢者の支援など幅広い施策を進めております。そのため、保健福祉部と社会福祉協議会が一体となり、地域福祉のさらなる増進を図るため、協力支援体制づくりに向けて取り組む必要があると考えております。このため、本年8月より、社会福祉協議会と保健福祉部との連携調整会議を発足し、各種連携の強化に努めております。

このことにより、社会福祉協議会にて受けた相談を必要に応じて、保健福祉部担当課の担当職員にダイレクトにつなげることにより、窓口の体力強化が図れるものと考えております。また、相談や手続きに来館された住民の方が、手続きに合わせて、住民票の写しや印鑑登録証明書などの諸証明書を発行できるよう準備いたしております。これにつきましては、マイナンバーカードをお持ちでない方や、コンビニでの諸証明取得に不安を感じる方に対し、コンビニで交付できる6種類の証明書を発行することを考えております。

総合会館につきましては、先ほど議員申し上げましたとおり、令和4年3月に、ハピネスなかまと生涯学習センターを一体化した施設とする総合会館条例が可決されており、新たな公共施設としての役割を担うこととなりますことから、先ほどの総務部の答弁にもありましたとおり、今後とも総合会館での住民の利便性と住民サービスのあり方を見据えながら、公共施設である総合会館の最大化を目指し、検討してまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

蛙田議員。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

先ほどの質問で、私が指摘、提言をしました最適化・最大化の政策を十二分に吟味していただき、十二分にですよ、吟味していただき、行政の効率化・公的化を進めていかれるよう進言をしておきます。しっかり見守ってまいりますので頑張ってください。

では、最後に通告5、さきの大雨による災害対策本部及び警戒本部設置に伴う本部対応について伺います。質問1、災害警戒本部設置に関する内部規定又は規則について伺います。また、本部設置に伴う人員の配置、分担について伺います。

○議長（中野 勝寛君）

後藤総務部長。

○総務部長（後藤 謙治君）

中間市災害警戒本部の組織や事務につきましては、中間市地域防災計画に規定されており、総務部長が本部長で、建設産業部長、保健福祉部長、市民部長及び消防長が副本部長でございます。主な組織を申し上げますと、安全安心まちづくり課、総務課、財政課及び公共施設管理課で構成する指揮班、建設産業部長を班長とし、都市計画課、建設課で構成する技術班、保健福祉部長を班長とし、保健福祉部で構成する衛生救護班、市民部長を班長とし、若手職員で構成する作業班などがございます。このほか、消防署も総務部長の指

示のもと、活動することとなっております。

○議長（中野 勝寛君）

蛙田議員。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

今ご答弁いただいた人員の配置分担等について、それらを踏まえて、本年7月10日ないし11日にかけての大雨における災害本部の対応はいかようになされたのか。多分、先ほどのご答弁をいただいたことをベースにして、具体的な対応が行われたと思いますけれども、人員の配置、勤務・庶務、分担について伺います。

○議長（中野 勝寛君）

後藤総務部長。

○総務部長（後藤 謙治君）

梅雨時期や台風時期には毎日、福岡気象台とのウェブ会議が行われております。警報発表の可能性があるときは、予報官の気象解説や意見を参考にし、対応を検討しております。本年7月8日土曜日にも大雨警報が発表される可能性がありましたことから、その2日前の6日木曜日から毎日、全部長による対策会議を開催いたしました。対策会議は気象台とのウェブ会議にあわせ開催し、災害警戒本部の設置、避難所開設の有無などを検討いたしました。

最終的には、7月8日土曜日の16時に災害警戒本部を設置し、同時刻をもって高齢者等避難を発令するとともに、ハピネスなかまと地域交流センターを避難所として開設することを決定いたしました。10日月曜日未明には、1時間に20ミリを超える雨が降り、夜明け頃から再び降り始めたことから、小規模な法面崩壊が発生し、また、水路や側溝が排水能力を超えたため、道路冠水が発生いたしました。速やかに消防署や技術班が対応し、作業班は交通誘導や技術班の補助作業などを行いました。翌11日火曜日の朝には雨も止み、危険がなくなったことから、8時30分に高齢者等避難を解除するとともに、避難所を閉鎖し、災害警戒本部を解散いたしました。

災害警戒本部設置期間中、各部長は庁舎内に待機し、随時対策会議を開催しながら対応を協議し、班員に指示できる体制をとり、警戒を続けてまいりました。また、他職員に対しては、対策会議の決定事項、避難者数、対応状況について、LINEグループなどで随時情報提供し、指示があれば、速やかに対応できるよう準備をしてまいりました。

○議長（中野 勝寛君）

蛙田議員。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

特に災害を予防する仕事というのは、我々はなかなか普段経験することがありませんけど、役所の皆さん方、特に執行部の皆さん、主要幹部の方々は大変な作業だったと思います。ましてや今から、台風等による災害が相当程度発生が予想される中で、必要に応じて

しっかり対応していただけるよう、お願いをしておきます。

通告5の3の質問ですけれども、先ほど2の質問、答弁の中で、いわゆる部長以下、執行部の皆さん方の、災害計画本部における様々な役割の分担を含めた仕事の内容のご説明をいただきました。そこで、当然これは、指揮官たる特別職三役、市長、副市長、教育長の特別職三役の職務取扱いの定めは、中間市の内部規程、規則には無いようにお見受けをしております。

市民の安全安心と生命財産を守る執行責任者として、当然何がしかのご対応をなされたものと推察をいたしますけれども、特別職三役より、どのようなご対応をされたのか、お答えをお願いをいたします。ただし、この質問は、答弁は求めておりません。ということは、任意にご自身の判断でやられてください。例えば、「いや私は答弁しませんよ」という方がおられても構いませんし、ある意味フリーハンドで、ご自身の判断で責任でお答えをされるかどうかは、お決めになってください。決してそのことについて、「あなた答えないから駄目よ」なんてことを言う気持ちは全くございません。それはルールがないわけですから、ルールにないものをですね、あえて指摘するようなことはしません。

ただし、指揮官として、中間市をリードする特別職三役の方々の対応については、ぜひお聞かせ願いたいなということで質問いたしました。いかがでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

災害警戒本部では、副市長及び教育長は相談役になっております。ですので、部長間で行われておりました対策会議、こちらにも出席させまして、災害警戒本部の設置時期、避難所開設の有無、所管施設の点検などについても適切に指示をさせております。また、会議内容ですとか対応状況につきましても、随時、私に報告させておまして、被害が拡大し、災害警戒本部から災害対策本部に格上げをされても、円滑に移行できる体制をとっております。

とはいえ、災害で避難所を設け、そして職員も泊まり込みと聞いておりますことから、私は避難所を開設したその日、夜はちょっと遅くなったんですけれども、避難所を巡って、避難されている方、そしてそれに携わっている職員に激励、そして安否の確認ということをさせていただいております。

○議長（中野 勝寛君）

蛙田議員。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

答弁を求めない質問ですので、再質問しません。ただ、今、福田市長の言われたこの災害、7月10日から11日までの間の市長のご対応について、非常に正直申し上げて私は残念でなりません。職員の皆さん方は本部に詰めて、皆さん方いろんな形で仕事をされて

おられるのに、避難所は行ったけれども、本部に行ったということができておられませんので、じゃあ本部で何をされとったのかなという気がしてなりません。あえてそれは質問ではありませんので、それ以上申し上げませんけれども、非常に残念でなりません。副市長どうですか。お答えしなくても結構ですよ。

○議長（中野 勝寛君）

田代副市長。

○副市長（田代 謙介君）

私の行動をお答えさせていただきます。先ほど市長からも話がありましたとおり、災害警戒本部におきましては、相談役ということでございますので、災害警戒本部相談役として、部長間での対策会議に出席すること、警戒本部設置期間中はですね、土日も挟んでおりましたけれども、ほぼほぼ庁舎内に常駐をしておりました。また、避難所を開設いたしました7月8日の土曜日ですけれども、それは午後8時頃ですね、私も2か所の避難所を訪問いたしまして、避難されている方の状況を確認させていただいております。

○議長（中野 勝寛君）

蔵元教育長。

○教育長（蔵元 洋一君）

就任後最初の週末ということで、8日、9日、土曜日曜ですか。早朝より、本部のほうに確認に行きました。被害状況については、逐一教育部長のほうから情報は入っていましたが、教育委員会としては、学校は休業中ではありましたが、多くの社会教育施設等々を所管しておりますことから、全小中学校、それと全ての社会教育施設の点検にまいりました。それと、朝、朝食の準備等は済ませてないようでしたので、朝食を買って差し入れを行いました。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

これで質問を終わりますけれども、最後に何でこんなことをお聞きしたのかということだけお伝えをしておきます。決して誰が何をやったか、何をやってないかということを知りたいのではなくて、市政全体における、我々議会も含めて言えるんでしょうけれども、非常時や異常災害時、それから先ほど申し上げた特別委員会の件もそうですけれども、極めて重要なことについては、特に福田市長にお願いをしておきますけれども、直接関わっていただきたい。立場上、直接関われないこともあろうかと思うけれども、例えば、特別委員会で福田市長の出席を求めれば、どうされるのか。これは委員長の判断もおありでしょうけど。それと同時に、先ほどの災害本部にしても、規則では、副市長、教育長は相談役。市長は名もないと。しかし、行政のトップは、リーダーは市長ですよ。これはもう間違いなく事実としてあるわけで、その事実をしっかりと受け止めていただいて、失礼ながらですよ、失礼ながら、やるべきことをしっかりとやってください。よろしく願いをしておきます。以上で、質問を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

この際、5分間休憩いたします。

午前11時38分休憩

.....

午前11時40分再開

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

山本慎悟君。

○議員（7番 山本 慎悟君）

明政クラブの山本慎悟です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、一般質問を行う前に、先の6月市議会定例会において、副市長は1年半、教育長は半年もの間不在という状況が続きましたが、田代副市長と蔵元教育長の人事が決まり、大変喜ばしいことだと思っております。問題山積の中間市にとって、多くの行政課題が、何ら前に進まない、それどころか学校再編に至っては、市民からの反発を招いていることはご存じのことと思います。市政の円滑な舵取り役として、しっかり両名には頑張っていたきたいと思っております。

それでは、一般質問を行います。中間市には、昭和52年に制定された市民憲章がありますが、その中に「人をだいにし 心ゆたかな まちをつくります」とあります。また、「人にやさしい愛のまちNAKAMA」などのキャッチフレーズも目にいたします。

しかしながら、それとは真逆のことが起きています。それは今年4月、市は、固定資産税等の納付書、約1万8,000通を課税対象者に送付し、その中に評価額が何倍にもはね上がった方がおられるとお聞きしました。実際のところはどうでしょうか。その件数と税額が何倍に上がったか、お尋ねいたします。

○議長（中野 勝寛君）

大内課税課長。

○課税課長（大内 智二君）

該当する件数につきましては25件で、税額につきましては2.1倍から2.8倍です。

○議長（中野 勝寛君）

山本議員。

○議員（7番 山本 慎悟君）

20倍以上。大変な問題だと、私はそのように思っております。この不服を地権者はどこに訴えたらいいのか、お尋ねいたします。

○議長（中野 勝寛君）

井上総務課長。

○総務課長（井上 篤君）

固定資産評価に関する不服の申し出につきましては、中間市固定資産評価審査委員会でございます。

○議長（中野 勝寛君）

山本議員。

○議員（7番 山本 慎悟君）

では、過去に審査委員会に申し出があった件数を教えてください。

○議長（中野 勝寛君）

井上総務課長。

○総務課長（井上 篤君）

過去3年間の申し出件数につきましては、令和2年度0件。前回、評価替えのありました令和3年度1件、令和4年度0件でございます。

○議長（中野 勝寛君）

山本議員。

○議員（7番 山本 慎悟君）

このことは、私のところにも、課税の増額について、深坂二丁目地区の地権者の方から相談が来ております。地権者の多くの方が、高齢者で年金暮らしのため、細々と生活をしていると聞いております。当該地区の地権者は何名ですか。お答えください。

○議長（中野 勝寛君）

大内課税課長。

○課税課長（大内 智二君）

該当する地権者の方は22名です。

○議長（中野 勝寛君）

山本議員。

○議員（7番 山本 慎悟君）

22名。そのうちの何名の方が審査委員会に不服を申し立てているのか、お尋ねいたします。

○議長（中野 勝寛君）

井上総務課長。

○総務課長（井上 篤君）

申し出をされている方は、13名でございます。

○議長（中野 勝寛君）

山本議員。

○議員（7番 山本 慎悟君）

今年は13名。本当に異常なケースだと私は思います。どうしてそういうことになった

のか、お尋ねいたします。

○議長（中野 勝寛君）

大内課税課長。

○課税課長（大内 智二君）

地権者の中には、購入した当時から現況が何も変わっていないのに、事前に説明がなく税額が急激に上がったこと、また、評価替えのタイミングではないのに価格を見直されたからだと認識しております。

○議長（中野 勝寛君）

山本議員。

○議員（7番 山本 慎悟君）

評価替えというのはどういうものか、お尋ねします。

○議長（中野 勝寛君）

大内課税課長。

○課税課長（大内 智二君）

総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、3年に1度の基準年度に、土地家屋の評価を見直すものです。

○議長（中野 勝寛君）

山本議員。

○議員（7番 山本 慎悟君）

では、今年で何年目に当たりますか。また、次回の評価替えの時期を教えてください。

○議長（中野 勝寛君）

大内課税課長。

○課税課長（大内 智二君）

前回は、令和3年度が評価替えの年度であり、今年度は第2年度目に当たります。次回の評価替え年度は、令和6年度です。

○議長（中野 勝寛君）

山本議員。

○議員（7番 山本 慎悟君）

令和6年度だったら、あと1年まで待てばいいじゃないですか。なぜ待てないんですか。まずですね、今年1年かけて、地権者に対し、事前に説明会を開くなど理解を求める努力が必要だと私はそのように思っております。このような乱暴なやり方では、誰も信用しません。据え置き期間中にもかかわらず、なぜ見直しを行ったのか、詳しく教えてください。

○議長（中野 勝寛君）

大内課税課長。

○課税課長（大内 智二君）

据置年度においては、土地の地目変換が確認できれば見直しをしております。地方税法上でも認められています。見直さなければ、他の適正課税されている土地と不均衡が生じると考えております。

○議長（中野 勝寛君）

山本議員。

○議員（7番 山本 慎悟君）

本当にそういうやり方でよろしいのでしょうか。

では、今回課税額を見直した過程を詳しく教えてください。

○議長（中野 勝寛君）

大内課税課長。

○課税課長（大内 智二君）

令和4年に航空写真で確認したところ、当該地区が現況「山林」と登録されているにもかかわらず、その形態が確認できなかったため、現地調査を行い、山林でないことを確認した上で見直しを行っております。

○議長（中野 勝寛君）

山本議員。

○議員（7番 山本 慎悟君）

私の知る限り、地権者の中には、購入当時から手をつけていない土地もあるようですが、この土地に関しても見直しを行ったのかどうなのか、お尋ねします。

○議長（中野 勝寛君）

大内課税課長。

○課税課長（大内 智二君）

航空写真で確認し、現地調査を行った上で見直しを行っております。

○議長（中野 勝寛君）

山本議員。

○議員（7番 山本 慎悟君）

本当に現地調査を行いましたか。何も手をつけず、木が生い茂った状態であるにもかかわらず、雑種地への地目の変更は適切な判断だとは思えません。現地調査をしたのかどうか、大変疑問であります。本当は航空写真のみで確認し、地目を変更したのではありませんか。多くの不満が出たため、その後に現地調査をしたのではないかと思います。その点いかがでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

大内課税課長。

○課税課長（大内 智二君）

航空写真で確認後、納税通知書を送付する前の令和4年度中に少なくとも3回は現地調

査を行っております。

○議長（中野 勝寛君）

山本議員。

○議員（7番 山本 慎悟君）

ある方は、固定資産税がこのままずっと同額ならば、畑をやめて放置し、山林の状態に戻されると言われていますが、この場合の税額はどうなるかをお尋ねします。

○議長（中野 勝寛君）

大内課税課長。

○課税課長（大内 智二君）

その場合は、山林の位置、形態、利用状況、価格事情等を総合的に考慮して、評価の見直しを行います。見直し時に評価基準等が変更された場合は、税額の増減が発生することがあります。

○議長（中野 勝寛君）

山本議員。

○議員（7番 山本 慎悟君）

今回、多くの方が何倍にもなった納付書が突然届き、驚きとともに憤りを覚えたそうがあります。このことを承知していますか、どうですか、お尋ねします。

○議長（中野 勝寛君）

大内課税課長。

○課税課長（大内 智二君）

納税通知書送付後に、地権者から税額の上昇についての連絡がありましたので、承知しています。

○議長（中野 勝寛君）

山本議員。

○議員（7番 山本 慎悟君）

こういう問題が起こったときに、執行部としては、どこが原因だったのか、お尋ねします。

○議長（中野 勝寛君）

大内課税課長。

○課税課長（大内 智二君）

税額が急に上がったことに対して、経緯等の説明が事前になかったことだと思います。

○議長（中野 勝寛君）

山本議員。

○議員（7番 山本 慎悟君）

今回のように、大きく課税額を見直すときには、前もって地権者に対して説明を行うべ

きだと思いますが、事前に説明会などは開いたのかどうなのか、お尋ねします。

○議長（中野 勝寛君）

大内課税課長。

○課税課長（大内 智二君）

事前に説明会は開いておりません。納税通知書送付後に連絡等が多数あったため、説明会を開催しております。説明会に来られなかった方に関しては、個別訪問等で対応しております。

○議長（中野 勝寛君）

山本議員。

○議員（7番 山本 慎悟君）

事前に説明会を開いていない、一番そこが問題なんです。やはりですね、親切丁寧にそこはやるべきだと、私はそのように思っています。とても残念でなりません。

それでは、福田市長にお尋ねします。地方自治は市民の血税のもとで成り立っています。その血税を見直す課税課は、市民に寄り添った対応をとるべきだと思います。残念ながら、今回は多くの方が反発をしています。先ほどの質問には、適正課税であり、法律に基づいて行ったと回答がありましたが、そのような乱暴で権力を振りかざしたやり方は、到底許されるものではありません。

市民の皆様に増税などをお願いするときは、特に親切丁寧に対応することが、市役所のあるべき姿ではないでしょうか。全く市民に寄り添っていません。どうして基本的なことができているのか、とても残念でなりません。

また、今回、問題になっている深坂の土地は、開発許可がないため、道路や側溝などについては、地権者の皆様に整備をされています。この土地が売り出されたときに、皆様、山林で購入されており、家を建てることもできず、また、売ることも難しい土地であります。そのような土地に宅地並みの課税を賦課してよろしいのでしょうか。少子高齢化などに伴う人口減少社会の到来により、これからの地方自治は、地方に出て、市民の声を聞き、市民とともに手と手を取り合っていかなければなりません。

今回のことは、市民憲章に矛盾しており、本来は、市民目線で人にやさしく、きめ細かな対応こそが、福田市政の全力発信に結びつくのではないのでしょうか。このような課税課の対応について、市長の見解を伺います。

○議長（中野 勝寛君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

課税課の対応といたしましては、法律や規則、基準ですね——に基づき、適正な事務を執行したと思われませんが、議員のおっしゃるとおり、事前に市民の皆様に親切丁寧に対話を行うこと、これが必要だったと思われま。増税される市民に対しての配慮が欠けてお

りました。今後はより一層、市民目線で行政運営に努めてまいりたいと思っております。

○議長（中野 勝寛君）

山本議員。

○議員（7番 山本 慎悟君）

市長、ぜひそういう姿勢でよろしく願いをいたします。

最後に地権者の方々の思いを代弁させていただきます。1、「突然の通達で行政プロセスが全く見えません。納得いくような丁寧な説明と中間市の真摯な対応を期待をしています」、2、「主人を亡くして21年。年金ももらえず、遺族年金の少なさに戸惑い、病気ばかりです。物価高騰、光熱費、家は築50年、ひとり暮らしで維持費もかかり、もう追いつきません」、3、「なぜ今頃になって、それも急に説明もなく、税がかかるのか理解できません。私の土地は購入当時のままで、何も手をつけていません。それで、税がかかることに納得できません」、4、「課税課は当然のことを行ったまでと突っぱねていますが、何十年も中間市に真面目に納税してきた者に対しての裏切り行為だと思います」というのが、皆様の意見であります。

福田市長、田代副市長。皆様の思いをしっかりと受け止めていただき、信頼回復に努めていただきたいと、そのように思っております。よろしく願いいたします。

では、次の質問に行きたいと思えます。近年多発してます大雨による自然災害への対応についてお尋ねいたします。

今回、2か月前に起きた7月の集中豪雨によって、福岡県では、県南を中心に甚大な被害が確認されています。特に、久留米市や広川町などでは、多くの方が被災され、今も災害ボランティアの方たちが、復旧支援に努めています。私も県民の1人として、1日も早い復旧を望んでいます。

このように、自然災害は、時に人の生命や財産を奪いますが、今回の大雨で中間市も被害に遭った地域があると聞いています。市役所では、被害状況をどこまで把握しているのか、お尋ねいたします。

○議長（中野 勝寛君）

白石建設課長。

○建設課長（白石 和也君）

7月の2日から3日にかけてと8日から10日にかけての大雨につきましては、職員によるパトロールや市民からの連絡により、土手ノ内筑鉄アンダーパス付近、上底井野地区なのみ園付近、垣生JRアンダーパス付近、岩瀬西町踏切付近、朝霧一丁目脾胃坂公園付近、蓮花寺キッズランド付近などで一時的な道路の冠水が確認されております。

また、ほかに土手ノ内一丁目で空き家のブロック塀倒壊が1か所、底井野地区で法面の小規模崩壊が1か所確認され、即時対応しております。

○議長（中野 勝寛君）

山本議員。

○議員（7番 山本 慎悟君）

この中で対策ができています場所はありますか。

○議長（中野 勝寛君）

白石建設課長。

○建設課長（白石 和也君）

先ほどお答えいたしました中では、土手ノ内地区の冠水対策としまして、排水ポンプと調整池を設置し、冠水規模が緩和されております。また、岩瀬西町踏切付近で発生している冠水につきましても、排水ポンプの設置や消防団の協力により、冠水が拡大する前に強制排水を行っております。今後は、対策工事を予定しております。

そのほかの地区におきましては、職員が冠水を把握したタイミングで道路を封鎖したり、片側通行とするなど応急対応をとっております。

○議長（中野 勝寛君）

山本議員。

○議員（7番 山本 慎悟君）

私も朝霧地区の被害状況を確認しました。大雨によって、側溝が排水能力を超えてしまい、道路が冠水した状態で内水氾濫が発生をしております。公園付近の道路一面が50センチほど冠水し、身動きがとれず、避難することもできなかつたそうであります。また、水が引いた後は、感染症予防のため、清掃や乾燥作業に追われたそうであります。

このようなことが、一度でも起きてしまうと、朝霧地区の皆さんは、今後も大雨情報に一喜一憂することになり、大変心配をされています。こうした市民の懸念を払拭し、安全で安心して生活できるように対策を行うのが、行政のあるべき姿ではないでしょうか。

その点、いかがでしょうか。お答えください。

○議長（中野 勝寛君）

白石建設課長。

○建設課長（白石 和也君）

近年の降雨は、以前に比べ激しさを増しており、本年も全国の広範囲で多くの被害が発生いたしております。議員ご指摘のように、市民が安全安心に生活できるよう、災害に強いまちづくりに努め、市民1人1人を災害から守ることが、本市の責務でございます。

したがいまして、道路や家屋の冠水対策につきましても、計画的な対策が必要と考えております。

○議長（中野 勝寛君）

山本議員。

○議員（7番 山本 慎悟君）

これまで、朝霧地区の冠水対策について検討されたのかどうか、お尋ねします。

○議長（中野 勝寛君）

田中環境上下水道部長。

○環境上下水道部長（田中 秀一君）

市内の冠水による事態を受けまして、様々な地域での雨水対策工事を行ってまいりました。その中で、朝霧一丁目に関しましては、平成27年度に雨水対策に係る設計業務を発注しております。

○議長（中野 勝寛君）

山本議員。

○議員（7番 山本 慎悟君）

そのときの工事を行いましたか。いかがですか。

○議長（中野 勝寛君）

田中環境上下水道部長。

○環境上下水道部長（田中 秀一君）

これまでも、蓮花寺交差点付近や岩瀬北町地内の雨水対策工事を行ってまいりました。議員ご質問の朝霧一丁目に関しましては、現在までのところ、計画段階にとどまっております。今後も工事に向けて、いくつかの課題点解消の検討を続けていく次第でございます。

○議長（中野 勝寛君）

山本議員。

○議員（7番 山本 慎悟君）

まだ工事を行っていない——大変問題だと思います。市長に伺いますが、8年前、1,300万円もの設計費を使ったにもかかわらず、工事をしていない。このようなことがあってよろしいのでしょうか。今回、朝霧地区の冠水に対しては、十分な対策を講じず人災と思われても仕方ありません。

近年、地球温暖化が原因で、日本各地で集中豪雨が多発をしています。昨年気象庁は、梅雨末期に当たる7月の集中豪雨の発生頻度が、2020年までの45年間で、3.8倍に増加したという分析結果を発表しております。地球温暖化などの影響で、大雨をもたらす線状降水帯が発生しやすくなっていて、警戒を呼びかけています。

特に九州地方は、災害が多く、毎年のように起きています。いつ中間市は集中豪雨に見舞われてもおかしくないと思うのが自然ではないでしょうか。また、現在は、台風の時期に入っており、梅雨時期からの約半年間、大雨情報があるために、朝霧地区の皆さんは眠れない夜を過ごすこととなります。

このため、先ほど申しましたが、2015年には、災害を受ける可能性を把握していたにもかかわらず、工事に至らなかった市の対応について、市長の見解を伺います。

○議長（中野 勝寛君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

先ほどの答弁にもありましたけれども、以前から、この冠水の発生が問題視されていた箇所において、適宜解消してまいりました。今後も計画的に対応してまいりたいと考えております。ご指摘の朝霧地区につきましても、状況は十分に把握しておりますけれども、直ちに大規模工事に取り組むことは困難でございます。小規模であっても、この効果が見込める工事については、早急にできることから進めてまいります。

これからも、適切に治水対策を進め、議員おっしゃるとおり、災害に強いまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

山本議員。

○議員（7番 山本 慎悟君）

市長、この朝霧地区の人は——4、50軒ですね、50センチほど冠水して本当に困っているわけです。それでですね、朝霧地区の人が62名ほど、嘆願書を市長に出しています。こういう現地の人たちの気持ちを考えると、こういう大雨のときとか災害のときには、やっぱり市長が出向いて「どうですか」ということをすべきじゃないかと、私はそのように思うんですよ。

それともう1点は、状況を見ないと、今後どういうふうな工事を行っていいかわからないと思うんですよ。そういう現地調査をしたのかどうなのか、お伺いします。

○議長（中野 勝寛君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

現地調査、つまり現地には行っておりませんが、その被害の状況、写真でその被害状況を把握しております。即座にですね、職員に対しまして、適切に対応するよう指示をしております。

しかしながら、議員がおっしゃったように、やっぱり現地出向いて状況を見るということを、私のこれからの責務だと思っておりますので、行っていきたいと思っております。

○議長（中野 勝寛君）

山本議員。

○議員（7番 山本 慎悟君）

先ほど蛙田議員から、市のトップとして、しっかり頑張っていただきたいというような話があったと思うんですよ、責任を感じてですね。私は今回、行った行ってないということを議論してるわけではないんです。今後、そういう状況が今からどんどん起こってくると思うんですよ。そうすると、執行部に任せずに、やはり市長が自ら——市長の公約である「全力発信」、まさにこれが全力発信だと思うんですよ。そういう「自分が全力発信をしますよ」と世間ではいろんなところで言ってるんですよ。そのときに、まさにこういう

災害とか問題が起こったときには、地域の人が一番困るわけですよ。そういう状態のときに、市長が自ら足を運んで、「全力発信だ」と、「これこそ全力発信だ」と言われれば、私はもう拍手しますよ、本当に。ただ、執行部の人達は、泊まりがけで2日も3日も順番でやってるんですよ。当然市長も、いろんなどころに出向いて話をしたでしょう。それはそれでね、市長、私はこれ（拍手）ですよ。ところがね、そういうときに行っていないというのは、やっぱりアウトなんですよ。全力発信をどこで見つめているのか、どこの方向でやってるのかと。私は、そこら辺を、市長この次からは、台風とかいろんなもんがあるんでね、ぜひ考えていただきたいと、そのように思っています。

それと、1, 300万円ものお金を——設計費を使ったんですよ。それで工事もしないんですよ。これはどうかと思うんですよね。大なり小なり——大きな工事をする必要も何もないんですよ。お金がないんだから。そのときには、小さなポンプをつけるとか、住民の人に分かりやすくやっていくというようなことが必要じゃないかと思えます。

そうじゃないと、この1, 300万円の税金が無駄になりますよ。こういうところは、中間市いっぱいあるんですよ。設計だけして工事を行っていない。調査だけして工事を行っていない。そういうことは市長、全力発信ですかね。いけんでしょう。いけんですよ。

だからね、そういうところをしっかりと考えて、私は決して市長をいじめたりいろいろしてるわけではない。本当に行政として、前に進んでいただきたいと、そのように私は思っています。ぜひ、早急な工事を行っていただきたいと思えます。

最後になりますが、気象庁などの発表によりますと、今後も、集中豪雨は発生することが予想されており、その原因である地球温暖化対策に国連がCO₂などの温室効果ガスの排出削減を行っています。

しかしながら、現実には世界的な人口増加に加え、途上国などで開発が進み、温暖化が進んでいるのが現状であります。日本でも、35度を超える猛暑日は、連日紙面をにぎわしています。朝霧地区の対策を見送った8年前より、確実に温暖化は進んでおり、中間市でも線状降水帯の発生確率は高まっています。過去には、昭和町、イオン周辺、土手ノ内地区などが甚大な被害をえています。問題があつてからでは遅く、市民の生命、財産を守る責任が行政にはあると思えます。決して市の対応の遅れによる人災が起きないようにお願いをしたいと思います。

今回は危険な状況であつた朝霧地区だけではなく、市内全域を洗い出し、ぜひ計画的な対策を行っていただきますよう、福田市長にお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

この際、午後1時まで休憩いたします。

午後0時07分休憩

午後 1 時00分再開

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

安田明美さん。

○議員（8番 安田 明美君）

福祉クラブの安田明美でございます。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まずは、世界遺産遠賀川水源地ポンプ室等の観光対策についてです。本年3月末に、遠賀川中間堰付近に大型バスが駐車できる駐車場が整備されました。本年3月定例会での堀田議員のご質問に対し、福岡県世界遺産連絡会福岡県観光連盟において、校外誘致に向けた教材の制作や修学旅行誘致事業として、東京・大阪地区を中心に、修学旅行を呼び込むためのPR活動を推進しているとのことご答弁をされておりました。

それ以来、来訪者は増加傾向にあるのか、校外活動や修学旅行にどのくらい来訪されているのかをお伺いいたします。

○議長（中野 勝寛君）

宮崎産業振興課長。

○産業振興課長（宮崎 泰司君）

来訪者増加のための取組につきましては、周年イベント、パネル展、企画展のほか遠賀川水源地ポンプ室を活用したフットパスの取組やSNSを活用した情報発信を行っております。また、今年度は、観光PR動画の制作やプロモーション事業に取り組んでいるところであり、本市の魅力ある地域の観光資源や情報を市内外に発信し、本市への来訪者の増加を目指しております。

さらに、福岡県が校外学習や修学旅行誘致に取り組むため、福岡県の校外学習のための世界遺産ガイドブックを作成し、今年度小学校に配布する予定としており、その中で中間市の遠賀川水源地ポンプ室眺望スペースと遠賀川水源地ポンプ室インフォメーションセンターを掲載しております。

このガイドブックを配ることで、校外学習の行き先として、世界遺産に関連した施設等を選んでいただくきっかけになることを期待しております。また、来訪者数でございますが、今年4月に駐車場が整備されてから7月までの来訪者数が2,669名となっており、昨年同時期に比べ401名増加している状況です。なお、今年度のバスでの来訪ですが、現在までに6台のバスが来訪しており、今後4台の来訪予定の連絡がっております。

○議長（中野 勝寛君）

安田議員。

○議員（8番 安田 明美君）

少しずつ遠賀川水源地ポンプ室を訪れる方がふえ、うれしく思っております。今後も、

あらゆる手段で遠賀川水源地ポンプ室をPRしていただき、さらに多くの方が訪れていただくことを望んでおります。

さて、先ほどのご答弁にありましたように、遠賀川水源地ポンプ室への来訪者の数はふえているようですが、人が集まるところには、やはりトイレは必要ではないでしょうか。

実際に、遠賀川水源地ポンプ室でガイドを務められている方から、私宛てに、トイレの設置に関する相談があつております。「トイレの設備の予算は計上されているものの、一向に設置されない」とのことでした。現在は、近隣のお店にガイドの方がトイレを借りているようですが、実際にポンプ室でガイドに従事されている方にとっても、このような状況は限界があるのではないのでしょうか。

今年度予算で、世界遺産仮設トイレ整備工事に関する予算が計上されていますが、トイレの設置の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（中野 勝寛君）

宮崎産業振興課長。

○産業振興課長（宮崎 泰司君）

本年度予算で仮設トイレを設置する予定ですが、時期は調節中でございます。駐車場も整備され、今後多くの来訪者があると考えられますので、できるだけ早期に仮設トイレを設置いたします。

○議長（中野 勝寛君）

安田議員。

○議員（8番 安田 明美君）

やっと夢が実現されますですね。それを楽しみにしておりますが、最初の質問にもありましたが、多くの方が遠賀川水源地ポンプ室を訪問されています。バスでの訪問も多くなり、トイレを利用される方もふえてくると思います。予算も計上されておりますので、できるだけ早くトイレを設置していただきますよう、お願いいたします。

また、今度は、仮設トイレではなく、訪問者が快適に利用できるトイレの設置やお土産を販売できるような設備を併設するなど、施設の整備についても要望させていただきます。

本当は市長にお聞きしたいんですが、この答えいただけますか。

○議長（中野 勝寛君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

世界遺産に来訪する方がふればいいなと思ってます。トイレを見に来るのではなくて、世界遺産を中心に、中間市を歩いてもらう人がふればいいと思っております。そのためにも、トイレが必要という声をずっと前から聞いておりました。このたび、仮設ですけれども設置させていただくのと、それを契機にアンテナショップみたいな、そういったものに広がっていけばいいなというご質問でございます。それもゆくゆく、もろもろ検討させ

ていただきたいと思っております。

○議員（8番 安田 明美君）

実現を望みますので、よろしくお願いいたします。

次に、質問に移ります。ひとり暮らしの高齢者の見守りについてでございます。中間市における高齢化率は年々高くなっており、現在は38%を超えています。今後も高齢化が進んでいくと見込まれております。

昨今は、猛暑により、高齢者の方は、日中の外出もままならない状況になっており、一層、人と触れ合う機会が少なくなっております。また、高齢者は、温度に対する感覚が遅いため、室内でも熱中症にかかりやすいと言われております。

このような状況を踏まえ、ひとり暮らしの高齢者の見守りについてお伺いいたします。

まず、ひとり暮らしの高齢者に対する見守り活動について、見守りの対象となるひとり暮らしの高齢者の人数、そのうち、見守りを希望されている方の人数、そして、見守りをを行っている方の人数を教えてください。

○議長（中野 勝寛君）

友廣介護保険課長。

○介護保険課長（友廣 慎也君）

高齢者の見守り活動は、おおむね65歳以上の要援護高齢者に対し、地域の見守り隊による安否確認や声かけを行う「中間市ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク事業」を実施いたしております。見守りの対象者数につきましては、正確な対象者の把握にはいたっておりませんが、見守りを必要とする人は数多く潜在していると思われま

す。見守りを希望されている方の人数ですが、令和4年度末現在で203名でございます。また、見守り隊の人数につきましては、232名でございます。

○議長（中野 勝寛君）

安田議員。

○議員（8番 安田 明美君）

高齢者の見守り活動における課題は、見守りを希望されていない方に対する対応です。市は、見守りを希望されていない方に対し、どのような対応をしているのか、お伺いいたします。

○議長（中野 勝寛君）

友廣介護保険課長。

○介護保険課長（友廣 慎也君）

見守りを希望されていない方への対応につきましては、市ホームページや広報紙などにおいて、事業の周知や職員が訪問時に説明を行っておりますが、地域住民の方や地縁団体などによる見守りを受けているため、希望されていない方につきましては、地域での見守り活動を尊重し、異変があった場合の対応に備えるよう努めております。

また、「中間市ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク事業運営協議会」を設置しており、この協議会において、見守りが必要な高齢者などのご意見をいただき、見守り活動につなげている状況でございます。

さらに、見守りなどを兼ねている事業といたしましては、配食サービス事業や紙おむつ給付事業などを実施しており、訪問時に安否確認などの見守りを行っているところでございます。

○議長（中野 勝寛君）

安田議員。

○議員（8番 安田 明美君）

令和4年3月定例会において、ICTを活用した高齢者の見守りに関し、今後検討していく必要があるとの答弁がありましたが、その後の状況をお伺いいたします。

○議長（中野 勝寛君）

友廣介護保険課長。

○介護保険課長（友廣 慎也君）

ICTを活用した高齢者の見守りにつきましては、令和4年6月より、認知症高齢者に対するスマートフォンアプリを活用した見守り活動として、中間市オレンジセーフティネット事業を実施しております。事業の実績につきましては、家族による検索依頼が1件ございました。

また、ひとり暮らし高齢者世帯は、令和5年4月1日現在、5,193世帯ございます。そのため、ICTを活用したひとり暮らし高齢者の見守りには莫大な費用がかかることから、先進地事例を参考にしながら、費用対効果を鑑み、中間市の実情に合った事業を模索している最中でございます。

○議長（中野 勝寛君）

安田議員。

○議員（8番 安田 明美君）

対象者を支援する方々が、ネットワークの見える化によりまして、地域包括ケアシステムの構築に必要不可欠となりますので、よろしく願いいたします。

それからですね、これに続きまして、災害においてのことも、お伺いいたします。災害時において、自助、共助、公助とよく言われます。自助——高齢者の見守り活動においても、皆様同様に言えると思いますが、自治会で独自に高齢者の見守り活動にしているのは、どのくらいありますでしょうか。また、公助として、市は、ひとり暮らしの高齢者や見守り隊に対して、どのような支援をしているのか、お伺いいたします。

○議長（中野 勝寛君）

冷牟田保健福祉部長。

○保健福祉部長（冷牟田 均君）

自治会での見守り活動についてですが、各自治会において、独自の見守りが実施されていますが、全ての状況までは把握できておりません。市の支援といたしましては、見守りが必要な高齢者への対応など、「中間市ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク事業運営協議会」において、提案やご意見をいただき、その諸問題などの解決を行っているところでございます。また、見守り隊は、無償ボランティアとして活動していただき、見守り隊員証を交付し、見守り活動中は常に携帯することとしております。

今後は、見守り活動への理解を得ることに努め、向こう三軒両隣の復活を目指し、見守り活動につながるよう啓発をしてまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

安田議員。

○議員（8番 安田 明美君）

事例を一つ申し上げますと、うちの小田ヶ浦地区はですね、見守り隊を——「絆会」という老人クラブがあるんですが、会長筆頭に60人ぐらい加盟しております。その方たちが、今、見守り活動も兼ねてやっておりますのでね、地域活動——地域の自治会のところに一つずつでも、それがつながっていければいいかなと思っておりますので、各自治会が率先して、老人会、それと子供会とか、いろいろ会があります、協議会がありますが、その中で、見守りをやっていただけたら本当に助かっていきますので、よろしく願いしときます。

「中間市ひとり暮らし高齢者見守りネットワーク事業運営協議会」において、提案された諸問題の解決や意見を伺っているところでございますが、運営協議会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止から、会議を行っていないと、以前伺ったことがあります。本年5月、新型コロナウイルス感染症法上の取扱いがインフルエンザ同様の5類に引き下げられましたが、その後の会議は行われているのでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

友廣介護保険課長。

○介護保険課長（友廣 慎也君）

中間市ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク事業運営協議会の開催につきましては、新型コロナウイルスの感染状況によりますが、現在のところ、令和6年2月に対面での開催を予定しております。

○議長（中野 勝寛君）

安田議員。

○議員（8番 安田 明美君）

いろんな問題がありますが、見守り隊の方からは、活動について「どのように活動すればよいのか分からない」という声も上がっておりました。コロナ禍の中、見守り隊の方々は、思うような活動ができていない状況でありますので、見守り活動がより効果的に

なるよう、研修などの支援をお願いしたいと思います。私の希望でございます。

次に移りまして、給食のない夏休みは、共働きをしている親にとっては、昼食の準備をするのが負担が大きくなります。こども家庭庁は、今年6月に、自治体に対し、地域の実情により、放課後児童クラブにおいて、昼食の提供をするよう通知をしたとのことですが、中間市においては、この通知に対して、どのような対応をしていただけたんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中野 勝寛君）

平川こども未来課長。

○こども未来課長（平川 佳子君）

こども家庭庁からの通知内容につきましては、各放課後児童クラブに対しまして、周知いたしているところでございます。

現在の昼食の提供につきましては、小学校6校、7か所の放課後児童クラブのうち、弁当を持参しない児童向けに、パンの注文を週3回行っている放課後児童クラブが2か所、また、放課後児童クラブがお弁当を注文するための専用アプリを準備している事業所が2か所ございます。

本年4月に設置されました、こども家庭庁の通達では、全国の自治体に対し、夏休み期間中など長期休業期間中の親の負担軽減のため、宅配弁当などを活用した事例を紹介し、昼食提供の検討を促していることから、夏休みなど長期休業期間中にも、全ての放課後児童クラブにおいて、昼食が提供できる体制づくりに向けて協議を重ね、子供と家庭の福祉や健康向上を支援していきたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

安田議員。

○議員（8番 安田 明美君）

児童クラブの協議会がまだないということもお聞きしておりますので、協議会をつくられて、横のつながりですね、児童クラブの横のつながりを構築していただいて、こういう昼食の問題のところも、みんなで共有していただけたらと思います。お願いしておきます。

次に、困窮家庭において、放課後児童クラブを利用していない家庭もあり、特に、現在の物価高で昼食を準備できず、昼食を食べることができない児童もいると思われませんが、市は、このような状況にある児童をどのように把握しているのか、お伺いしますが、今回、夏休みですので、児童の報告を教育委員会のほうにお願いしました。教育委員会のほう、よろしくお伺いいたします。

○議長（中野 勝寛君）

森教育部参事。

○教育部参事（森 秀輔君）

夏休み期間中は、子供たちの登校がありませんので、学校で直接、子供たちの昼食の状

況などを把握することは困難でございます。その上で、学校での取組といたしましては、夏休み前に、夏休みの生活のしおりを全児童生徒、家庭に配布し、規則正しい生活を送ることや食事をきちんととることなどを基本的な生活習慣の一つとして、指導しております。

その上で、気になる児童生徒に対しましては、夏休み期間中にも、学級担任や学年の教員による声かけや電話連絡、家庭訪問等を行うことなどを取り組んでおります。また、保護者に対しましても、自殺予防の観点とあわせまして、夏休み期間中の子供たちの見守りについて、啓発や各種相談窓口の周知などを行っております。

○議長（中野 勝寛君）

安田議員。

○議員（8番 安田 明美君）

教育委員会から今、お答えをいただいて、安心しているところですが、やはり、こども未来課と教育委員会——中間市全庁の皆さんがやはりもう少し、子供たちの表情とか、いろんなところで、地域でお見かけになったらですね、つなげるシステムを構築していただけたら助かります。

また、冬休みも3か月後にはまた来ます。子供や家庭の状況などを可能な限り把握する、また、フードパントリーなどの周知を行っていただき、食事をするができない子がいなくなるようご対応をいただきたいと思います。

昨年の6月に中間市市民の生命を守る地域づくり条例が制定されました。この条例の前文では、「昨今、少子高齢化や核家族化の進展、都市化によるライフスタイルの複雑化に伴い、近所付き合いに代表される地域における結びつきが従来よりも弱まったことにより、地域の中で孤立し、救いを求める声を上げることもできず、また、周囲も気づくことができないまま、尊い生命が失われる現状がある。」また、「多様なライフスタイルに対応し、孤立しがちな生活をしている人や世帯を孤立させることがないような、また、全ての市民について、その生命が尊重されるような取組を進めていくことが不可欠である。」とも謳われております。

市長、まだまだ市がやるべきことはたくさんありますが、介護保険課のほうでは、紙おむつ給付など高齢者に対する福祉サービスが、来年か再来年か廃止されるのお話もあるようですが、「誰1人取り残さない」という理念で、子供や高齢者を初めとする市民を守るために、さらなる福祉の充実を図っていただきたいと思います。市長、夢を実現していただけたら助かりますが、一言お願いしたいと思います。

○議長（中野 勝寛君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

思いを、それでは、述べさせていただきます。いろいろありがとうございます。

本市におけるこの福祉課題というのは、多様かつ複雑で複合化しております。とはいえ、

私の掲げる市政の中の三つの柱として「福祉」、「教育」、「経済」、この3つがありますね。福祉に関する事で、今、安田議員から、お話、そして質問がありました。私もできる限り、この福祉に関して、少しでも皆様の声が私たちの耳に届いて、そして、行政がその声に応えるべき、少しでも支援ができればと活動しているところでございます。

例えば、全てそうなんですけども、我々市から、行政からお金があれば、福祉というのが実現するか——そういうものではないということを感じました。全ては、住民主体、市民が主体となること、この活動が全て実を結んでいるということがございます。

例えば、市民の声から生まれたものの中に、議員もご存じのように、青空市場というのがございます。それから、今言った多様な、いろいろな家庭の事情があって、相談をしにくくなる、そういったことの中でも、少しでも皆さんと会話をして、自分の悩み事とか、その場でお話ができたらいいなあとということで、「なかまのなかまカフェ」というのも、でき上がっております。これ何も行政から言った言葉ではなくて、実は市民の皆様から上がってきた活動を、うちの職員が汗をかいて一緒にともにやったおかげで、少しずつですけども、実になってきていること、私は非常にうれしく思っております。

以上のように考えますと、今月は世界アルツハイマー月間ということで、中間市の1階にも、市民ホールにて、認知症を理解していくための展示会やっておりますね。そういうものも、少しでも職員と市民のつなぎ役になって、そして、それが中間市独自の福祉という形になれば、一番いい形だと思っております。そのために、行政ができること、これが例えばお金の支援であれば、それも検討していきます。

ですから、どうぞ議員も一緒になって、私のそういった活動にですね、山本議員が先ほど言ったように、少しでも私はその現場に足を運んで、理解をしてもらうようにやっておりますので、これからも一緒に活動していただければと思っております。

○議長（中野 勝寛君）

安田議員。

○議員（8番 安田 明美君）

市長の思いと、市民と一緒に参加されている場面は幾度とお目にかかっていますが、でも、今は認知症——この中間市で認知症の人を支えようっていうことが、今、面前に上がってきてますが、認知症の人は、助けられるだけの存在ではなくて、地域で自分が自立して自分らしく参加できるっていう意味合いもありますのでね。認知症だけじゃなくて、みんなが手を延べていく——そのアウトリーチですね。みんなが気づきの中でやっていくっていう、中間市の本当狭い4万人の中でやっていきますので、どうぞ、職員の方も議員全員もほんとすばらしい気持ち持っておりますので、一体になってやっていきたい。中間市は、福祉でいろんな面で充実していきますよ、そして市民がふえますよっていうところをですね。子供たちがふえていくということは、それだけまた活性化になっていきますので、そしてお年寄り、私もいつかは認知症になっていくと思います。そして、市長を困らせるか

も分かりませんが、楽しい認知症になっていって支えていただけるまちづくりをつくって、一緒につくっていきたいと思いますので、皆様よろしく願いいたします。

○議長（中野 勝寛君）

この際、5分間休憩いたします。

午後1時27分休憩

.....
午後1時29分再開

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

小林信一君。

○議員（1番 小林 信一君）

中間クラブの小林信一でございます。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回の私の一般質問は、まちづくりと教育環境の整備に関する内容ということになってまいります。関係します部署、担当者の方、よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、最初の質問をさせていただきます。令和5年6月議会、ここにおきまして、これまで不在となっておりました教育長の職に蔵元教育長が就任されました。それから約2か月が経過しておろうかと思っております。この間、教育長は、学校現場に足を運ばれたり、あるいは、教育関係の課題、そういったものをきちっと掌握するために、いろいろと情報収集に努められておると、こういう話を耳にしておりました。当然のことながら、本市の教育行政の舵取りをする意識に基づいて、いろいろと積極的に動かされておるんだろうというふうに思っております。

そこで、まだ2か月少々という時期ではございますが、中間市の教育行政のトップリーダーとして、どういうふうなお考えを現時点でお持ちであるかというところをひとつお尋ねさせていただきたいと思っております。教育長の責務、これをどのように今お考えか、これをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中野 勝寛君）

蔵元教育長。

○教育長（蔵元 洋一君）

近年、ICT教育の導入をはじめ、教育を取り巻く環境が急速に変化をする中、本市におきましても、教育内容の多様化、学校施設の老朽化に加えまして、教職員の業務の多忙化等多くの課題がございます。また、児童生徒の学力向上や不登校児童生徒への支援、特別支援教育の充実等、教育課題の解決に向けましては、学校と教育委員会が一丸となって取組を推進していく必要があると感じております。

そうした中におきまして、本市教育大綱の理念であります「次世代を担う教育の実現」

に向け、全ての児童生徒の可能性を引き出すことができる充実した教育環境を整備、構築していくことこそが、私に課せられた責務と認識をしております。

児童生徒が安心して学び、保護者が我が子の成長を感じることができる学校、先生方がより一層教育活動に集中できる学校を目指し、様々な取組みを今後推進してまいりますので、今後ともご指導いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

小林議員。

○議員（1番 小林 信一君）

あれもこれもと、教育長にお願いしたいことはあるんですが、それは今からの教育長のいろんな活動を見させていただきながら、またいろいろとお尋ね、あるいはいろんな面で協力をさせていただきたいと思います。

教育長が新しく就任されて間もない頃ですね、町中で会う方に、こういうことを聞かれたことがあります。「新しく教育長さんが決まりました。これで、教育委員会も一つの形が整いましたね」、ここまではよかったですよ。「しかし、新しい教育長さんは、教育現場のことについては、全くの素人さんでしょ。大丈夫ですか」、こういうふうなことをやはり言われる方がおられました。そのときに、その場の返事としまして、「大丈夫ですよ。教育に携わっておったら、教育のことをより良くできる教育長になれるか、これ分かりませんよ。新しい教育長は、確かに行政畑、しかも財政については非常に明るい方です。今から先の学校を考えていきますと、あれもこれもと、いろんな制度が変わってきます。そういった中において、いろんな環境整備をしなくてはならない。そういった中で、付いてくるのが、必ずお金の問題ですよ。予算の問題です。そういった点については、新しく就任された教育長は、この新しい教育長のお手の物、もう一番得意とする分野ですよ。教育委員会は、ものすごく助かる。私はそう思ってますよ」、そういう答えを勝手にさせていただいております。これからの教育長の手腕を発揮していただくこと、これを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。先ほど教育長の答弁の中に、いろいろな課題解決に向けた取組をするというようなことが言われておりました。そういった中で、一つ懸念する部分がございます。今の学校教育の中で、その教育効果を上げる、そして、優秀な社会を担う人材、子供を育成する、そのためには、学校現場において先生方が子供と向き合う時間が非常に不足している、こういうことが言われています。先生が子供たちと向き合う時間がなくして、教育効果に期待できるものはないだろうと、私もそう思うわけです。先生が子供と向き合う時間、これをいかにしてつくるかということに尽きるわけですが、これを考えていきますと、今、社会でも大きな問題となっております、教職員の働き方改革の問題にどうしてもぶち当たっていきます。先生方が学校でなす校務あるいは雑務あるいは教師としてやらなければならない作業、仕事、これが余りにも多過ぎる。膨れ上がり過

ぎている。毎日毎日いろんな業務をこなすために、あっぷあっぷして働く。俗に言われる残業問題にひっかかってくるわけです。

教師が疲れている中で、子供により良き教育、これはなされないだろうと思います。だから、そういったためにも、先生が子供と向き合う時間を生み出す、そういった形を行政としても整えてやる必要があるかと思えます。そういったことを考えておるときに、私の連れ合いも学校関係にいました。退職はしましたが、今も学校にお手伝いで行ってます。いろんな現場の情報が耳に入ってまいります。ありがたいことです。そういった中で話しておりましたら、「先生方のいわゆる校務をどう整理したらうまくいかな」、「そんな話をしておりましたら、こういうことを言い出したんですね。「学校の校務を支援するシステムが入ってるよ」、「自分が勤めてた地域では、以前からこんなのが入ってました」と。だから学校の先生方が負担する校務のいわゆる削減、時間のですね、それがもう早くやられてますよと。それ聞いてびっくりです。何ていう名前か調べてみましたら、「統合型校務支援システム」なるものがあるそうです。

私も不勉強で、これはどのようなものか、十分に把握がまだできておりませんので、今日この場を借りまして、この統合型校務支援システムというのは、どのようなものか。これを導入した場合に、期待できる効果、これについて具体的にお話を聞かせていただきたい。その説明をお願いしたいと思います。

○議長（中野 勝寛君）

森教育部参事。

○教育部参事（森 秀輔君）

統合型校務支援システムは、ICTを活用しまして、児童生徒の基本情報や出席状況、成績等の学校における様々な情報を一元管理しまして、必要に応じて適切に運用できるようにするもので、事務処理の効率化、それから正確性の向上が期待できます。これらの効果により、事務作業負担が整理・軽減されますと、先生方は、このことによって生み出されました時間を最も大切な児童生徒、子供たちと向き合う時間、それから授業準備等に充てることができるようになり、業務改善と同時に教育活動のさらなる充実が期待されるものでございます。

○議長（中野 勝寛君）

小林議員。

○議員（1番 小林 信一君）

先生方が、本来の役割を担う、そういった状況を早急につくっていく必要があるかと思えます。今、お話をお聞きしますと、非常に導入した場合の効果、これは大きな効果が期待できるというふうな説明をいただいたと思えます。このシステムというのが、福岡県の中でどの程度、今現在導入なされているのか、あるいは近隣の市町において、その導入状況はどうか。この点について、お尋ねをさせていただきたいと思えます。

○議長（中野 勝寛君）

森教育部参事。

○教育部参事（森 秀輔君）

令和4年3月に公表されました、文部科学省の調査によりますと、福岡県におきましては、県立を含みます全学校種の81%の学校で統合型校務支援システムが導入されております。自治体ごとに見ますと、福岡市、北九州市、久留米市などはもとより、近隣の市におきましても、直方市や宮若市、宗像市、福津市など、多くの市で導入済みでございます。

また、市だけでなく、この北九州地区では、小竹町や水巻町でも導入をされております。

○議長（中野 勝寛君）

小林議員。

○議員（1番 小林 信一君）

私がうわさ的に聞いた部分では、直方市さんは今年度からですか、この制度を入れられたというふうに聞いております。今お聞きしました市や町を福岡県の行政区の地図の上で色を塗っていったらどうなるでしょうか。中間市の周りに全部色が入りますよ。市というところにはですね。田川がちょっと外れるみたいです。行橋市さんから宗像、福津、こういったところまで全部塗り潰すことができます。中間市だけが空白ですよ。

こういう状況を、もし、もしですよ、保護者の方が、耳にされ目にされたら、中間市をどういうふうに理解されていくでしょう。この中間で子供を安心して学校に行かせる、先生方に子供の教育をお願いする、そういったことが前向きに考えられるでしょうか。「えっ、中間市はそんなこともしてくれないの」、こういうふうな思いに駆られるのではないのでしょうか。少なくとも近隣の市や町とは、同レベルの条件は揃えてもらいたい。親心としてはそういう思いが先に立ってこようかと思えます。

以前もこの場で一言言ったことがあるんですが、教育に関して、僕らが今まで接した中では、中間市は教育の陥没地帯——私どもが現場におるときに、こういう評価を受けたときがありました。しかし、先ほど言ったように見ていきますと、中間市だけがまた落ち込んでるのというふうなこと、これはもう避けていただきたい。少なくとも中間市で育てる子供には、近隣の市町で負けない設備環境の中で教育を進めていただきたい。こういう強い願いを持つところでございます。

そこで、例えばこのシステムを導入するときに、学校現場——先生方は、こういうシステム導入について、どのように思われてるのか。教育委員会にそういう要望なり意見は全く上がってこないのか、もう諦めてるのか、できれば入れてほしいという思いがあるのか、そういったところについて、確認がなされておりましたら、ひとつ教えていただきたいと思えます。

○議長（中野 勝寛君）

森教育部参事。

○教育部参事（森 秀輔君）

当課のほうで行いました、市内小中学校教職員へのアンケートによりますと、多くの先生方からICTを活用して業務を効率化したいという回答を得ております。特に多かったのは、児童生徒の出欠状況の管理、また、名簿情報の管理、通知表や指導要録を含む成績情報の管理等の業務に必要であるという声でございます。

また、7月10日早朝の豪雨により、学校が臨時休業について家庭連絡する際には、安心メールの使用が集中しましたために、多くの学校でメールが届きにくいという事象が発生いたしました。この件では、保護者の方々に多大なる迷惑をおかけすることとなってしまいました。このことにつきましても、早急に改善する必要があります。そのためにも、校務支援システムによる保護者連絡機能が必要であるという声も多くいただいております。

○議長（中野 勝寛君）

小林議員。

○議員（1番 小林 信一君）

先ほどの中で一言だけ引用しますと、ICTの活用——もうこれは、ここの議場におられる方も既に十分ご承知の言葉だろうと思います。今、国は、このことを積極的に進めます。いろんな業務の効率化、これをうまく活用して、今から先進めなさいと。これに対するいろんな補助なり、あるいは事業を企画する場合の——さっき言いました補助金というんですか、そういう制度がいろいろと設けられておるようです。

このシステム導入についても、学校現場からは、やはり入れていただきたいと、こういう要請もあるようです。自分の昔を思い出しますと、学期末が来ましたら、通知表書かなくてはならない。部屋の中に45人分でしたか、通知表をずら一つと並べて、どの子から書いていこうか。部屋の中をはいずり回ったような覚えがあります。そこで書き上げた通知表の中身、今度似たようなことを、年度末には指導要録というのを記入しなくてはなりません。これは、子供の記録として、学校の金庫にずっと眠ってます。入ってます。保管されてます。そういった時も同じようなものをですね、二度三度と書いていく、物すごい時間のロスというのを感じておりました。

今そういったものを、こういうICTの活用によって非常に効率よく処理していく方法があるようです。何とか、このシステムを導入していくという方向でですね、考えていただきたいんですが、そのシステム導入に向けた課題といいますか、問題があるとすれば、どういったことになるんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中野 勝寛君）

森教育部参事。

○教育部参事（森 秀輔君）

最も大きな課題は、導入にかかる費用でございます。初期費用と、それから毎年必要となる保守点検の費用でございます。

○議長（中野 勝寛君）

小林議員。

○議員（1番 小林 信一君）

先ほども言いましたけれども、何か事をなすときには、それに伴う、いわゆる予算といえますかね、そういったものが行政の中では伴ってくる。これはもう皆さん、理屈はお分かりだろうと思います。今、これをしないと先ほど言いました、国のいろんなですね、教育行政の流れにも遅れをとってしまう。そういう状況が、あちこちに表れてくると私は判断しております。

こういったものを中間市としても、1市だけが落ち込んだ状態ではなくて、積極的じゃないですね、もう遅れてますけど、早急に導入して、子供たちの教育効果が上がるように努めていただきたいと思うわけです。

この導入に際して、国、県の支援というのは、具体的にどういうふうなものがあるか、もし現時点でお分りのところがありましたら、ちょっと教えていただきたいと思いますが、お願いします。

○議長（中野 勝寛君）

森教育部参事。

○教育部参事（森 秀輔君）

国は、第3期教育振興基本計画におきまして、校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上を示しており、統合型校務支援システムを早期に完全導入することを目標とし、デジタル田園都市構想による補助も制度化されております。

このような国による支援を活用できるよう、現在、教育部全体で、その申請に向けた取組を鋭意進めておるところでございます。

○議長（中野 勝寛君）

小林議員。

○議員（1番 小林 信一君）

先ほど言われました完全導入、これ文科省からも、この方針が出てるわけですね。ですから、これに達している自治体なり県なり、これは全国にあちこちにあるようです。平均的に見て81%導入済みだと。もう2割弱。こういった状況というのは、ここ1年のうちにゴロッと改善されるだろうと思うんです。

というのは、他の自治体でもまだ導入してないところは、今からでもということ、急いでこの申請に走るだろうと思います。中間市もこれに乗り遅れていただきたくないんですね。仮に文科省の資料を見ますと、この導入については、令和6年まで取りあえず延長という形をとってあるようです。ということは本年度中に、この申請を出して——出したからといって通るわけじゃないですね。通れば、中間市としては補助が受けられるんで、非常にありがたい部分ではないかと思えます。まずは、それを最大限に利用する方向

を考えていただきたい。そして、もし来年度、国からの補助の対象から外れた場合です。これでも導入をしていただかないと、子供が、先生方が、親が、将来的には、この中間市のまちが困ることになるのではないかと思います。

あとでお尋ねする予定にしておりましたが、市長がまちづくりのときに、前の質問のときに、福祉と教育と経済、この3本柱で市政運営に当たるようなことを言われました。教育もその一角でありますけれども、日頃から言われております若者世代、子育て世代を我が自治体、我がまちに呼び込むためには、そういった方が魅力を感じる、そういう施策が実施されてないと目を向けませんね。これまでもよく言われました、糸島市がいろんな意味で大成功を収めてると。私らもそう感じます。まずは九州大学の誘致から始まりましたね。そして、ほかの教育環境をどんどん他の自治体よりも先駆けて、良いものを提供されてます。だから、福岡市のほうから人口の流入が糸島にはある。そこで定着してもらえと、将来のまちにとっても非常にありがたい状況が続きますね。中間市に何の魅力があるか。「若い世代が中間市に住みたいよ」というのに、何を基準に考えたらいいんでしょうか。若い世代が福祉、まず先頭に考えますか。最初に見るのは、子育てにあたって親だったら、自分の子供がどういう学校に、どういう教育をこのまちで受けられるか、それに目が行くだろうと思います。そこで親の目にとまるもの、そういったものを提供するのが、今の中間市の行政の役割だろうと、私は思います。

そこで、市長にお伺いということになりますが、今言いましたように、そういったこれからのまちづくり、これに教育というものを、市長は頭の中でどういうふうに自分の構想の中に組み立てられておるのか、もう少し分かりやすくお話をしていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（中野 勝寛君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

私も子供の頃に、学校の先生って、今、小林先生が言ったような、本当に休みのときでも通知表を抱えて、大変な思いされていた先生方がほとんどだったんですね。僕はそういう先生をすごく尊敬してました。日曜なのにわざわざ出かけてくれたり、勤務時間じゃないのに僕らのクラブ活動を見てくれたり、僕だって、大人になってもその先生のことを覚えてるんですね。だから、卒業式のときに仰げば尊しを歌いました。今最近、何かなんとなくその歌を歌わないみたいですね。これ何でなのかな、なんて思ったりしてます。ですからまずは、教員の経験のある小林先生には、僕は尊敬申し上げます。先生ありがとうございました。

それと、今、そこで私お答えしますけれども、これからの時代、今おっしゃったように、この教育現場に対して、他市の人たちが中間市を見たときに、今言われたシステムがないというふうに言われると、確かにそれは中間市にとっては、もしかしたらマイナス面にな

ると思います。しかしながら、僕は最初に言ったように、本来はそういった形よりも、いい先生がいるまちだよ、どんなことがあっても実は生徒の面倒見る人がいる、先生がいるんだよっていう、そっちのほうは僕はいいなと思いつつ、ご質問にお答えいたします。

私は、この市政運営につきまして、「教育」、「福祉」、「経済」、この3本柱を大切にしております。子供たちの教育環境、これはもちろん、より良いものにしていくこと、これは本市のまちづくりにとって大変重要なものだと思っております。本市といたしましても、その子供たちに、より良い教育を提供できるよう、教育環境の整備を進めていかなきゃいけないと思っております。

しかしながら、学校で教育活動に当たる先生方が、今ずっとおっしゃってくれてるよう到大変多忙な状況にあると、課題が社会問題と今なっております。教育を大切に思っている当然私といたしましても、このことについては、早急に改善が必要と考えております。子供たちの教育を支える先生方にとって、働きやすい環境を整えること、そして自分の力を発揮してくれる先生がたくさんいること、これが子供たちの教育の充実のために必要なことだと思っております。

議員ご指摘の統合型校務支援システム、これにつきましても締切りがあるということも、今聞きました。そのためにも、これを我々の市にとって有効かつ必要なツールとして認識しております。早期に整備できるよう検討してまいりたいと思えますし、私は全国首長会議の教育再生チームにも入っております。こういった問題というのは、必ず議題として出ます。今、本市の小林先生がおっしゃったようなこと、それも踏まえて提案していきたいと思っておりますので、締切りに間に合わなくても、中間市何とかしろという提案をしていきたいと思っておりますので、どうかご理解ください。

○議長（中野 勝寛君）

小林議員。

○議員（1番 小林 信一君）

何とか導入に向けて、やはり、行政のトップ、鶴の一声があるなしで変わると思うんですよ。やはり、福田市長の胸三寸。「これ来年入れろ」と言われるのか、「まあ検討しとけよ」というふうに含みを持たせるのか。それで、これの扱いは、随分と色合いが変わってくるだろうと、私は思います。是が非でも、来年度導入の方向で、市長には検討していただきたい、指示を出していただきたい、こういうふうに思っております。

この場であと少し時間がありますからね、先ほど市長が言われた、いわゆる休みの日でも先生方は、学校に出てきて指導してくれた。あるいは、日々の業務でも学校で終わらないものを学校で遅くまで残って仕事されたり、家に持ち帰って仕事されてた。これは過去のことなんですよ。これを今前面に出して、先生方に昔のようにやれと言ったら、みんな辞めますよ。今一番改善しなくてはならないのが、その部分なんですよ。昔からの慣例的な慣習的な動き、ここにメスを入れる時期に来てるんですよ。だからよく言われる、教育

公務員には、本俸の4%の手当をやって、あとは働かせ放題。何十時間、年間に何百時間、超過勤務しようが月4%の手当で帳消しなんです。役所で仕事をされてる皆さん、いろいろと残業して自分の仕事を消化される、そういったことがあるかと思います。部課長は手当出らんでしょうけど。職員の方見られておりましたら、1時間の単価が計算されて、それによって残業時間の精算がなされるだろうと思います。ところが、教員の場合は、都合のいい4%の上乗せで全てが消されていく。お金を度外視して、自分の職務に没頭する。昔はそういう姿が求められたんだと思います。求めるほうもするほうも、それである意味折り合いがついてた時代があったかと思うんです。しかし、今、教師に対する評価、こういったものを社会的にきちんと分析していきますと、非常に厳しいものがありますよ。今の若者が、教職にその職を求めたがらない、教職を敬遠する、そういう姿が今露骨にあるわけです。

時間が5分ぐらいになりましたから、このことを触れ出しますと何時間かいらいしょうから、また12月議会のときに、この働き方改革でお尋ねするようになるかも分かりません。中途半端で終わったらいけませんので、今日はこの辺で終わりますけれども、教員の働き方改革、この残務処理、残業というものをどう取り扱うか。これに、これからの日本の教育、これは未来がかかってくるんだらうと思います。そういった面を周りの人がしっかり理解しないと改革は進まないと思っております。機会がありましたら、またここでいらぬおしゃべりをさせていただきたいと思いますが、今日はこれで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（中野 勝寛君）

この際、5分間休憩いたします。

午後2時03分休憩

.....
午後2時07分再開

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

田口澄雄君。

○議員（6番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。発言通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず最初に、学校統廃合問題についてです。さきの6月議会でもお聞きしましたが、あれだけ派手に打ち上げましたが、パブリックコメントがやられまして、それ以降の進捗が非常に不明確であります。新しい教育長も就任され、布陣を整えての構えはできたと思います。別に統廃合に私賛成するわけではありませんが、何も動きが見えないというのも、非常に市民にとってもですね、不安をあおることになると思いますので、なるべく頻繁に

その進捗状況については、市民に知らせる手だてをとってほしいと思います。現在の時点での状況と今後のスケジュールについて、お伺いをいたします。

○議長（中野 勝寛君）

北原教育部長。

○教育部長（北原 鉄也君）

本市の宝であります子供たちの教育環境の充実と地域コミュニティの拠点としての役割を担う学校施設の充実に向け、地域振興や今後の市の施策に沿ったものとなるよう全市的なまちづくりの見地から検討を進めております。これまで開催された部局横断的な検討会議におきまして、教育委員会事務局として、時代のニーズに対応できる充実した教育環境の構築を目指し、学校施設整備に向けた基本的な考え方に基づいた学校施設の配置案を提案し、様々な側面から検討を重ねているところでございます。子供たちを取り巻く教育環境は、ICT教育を初めとした教育内容の多様化や教科担任制の導入、感染症による環境の変化など急速に変化してきていることから、市全体のまちづくりの方向性を踏まえた検討を速やかに進めます。

まずは、学力の向上や生活全般の活性化、不登校の子供たちの支援、特別支援教育の充実など喫緊の課題を有する義務教育の集大成となる3か年を市として最大限支援するため、中学校を先行した学校規模の適正化を図ることを念頭に新しい学校づくりを進めてまいります。なお、開校に向けたスケジュールにつきましては、これまで令和9年4月の新中学校の開校を目指して取り組んでまいりましたが、現在の検討状況から、開校年度を令和10年4月の新中学校の開校に見直し、引き続き教育環境の充実に向けた検討を進めてまいります。

○議長（中野 勝寛君）

田口議員。

○議員（6番 田口 澄雄君）

中学校先行ということで、小学校について触れられてないんですけども、中学校から1年間ずらして検討するというふうに受けとめました。ただ、全市的なまちづくりの見地から見直すというのであればですね、私はやっぱり今の学校数のままの内容の中で、自身の検討を図ったほうがよいのではないかというふうに思います。

さて、この学校統廃合、市は「学校再編」というのが正確だということでは言われたことありますが、その理由として、持続可能だという言葉と一定数の数の確保により、子供同士のお互いの競い合いによる教育効果というのが盛んに言われましたが、これは人によって見解の異なる教育内容だと思いますけども、例えばICTとかAIだとか、いわゆるGIGAスクール構想による未来型の学校構築の重要性ということも、あわせて盛んに言われてきましたけども、あまり1学級当たりの生徒数がふえますと、かえってこうした事業は効果が薄いのではないか、というふうに私は思います。

また、これも従来から言われてきたことですが、日本の教育の先進が、こうした大型の学校ではなく、むしろ僻地の教育にこそその先進事例が見られるということが、盛んに国内外から指摘をされてきました。先日もテレビ見てますと、福岡県の築上町の小学校が紹介をされていましたが、全校生徒が16人で、ここではドローンのプログラミングの授業が行われている内容について放送がなされていました。大きな学校よりも、こうした小規模の学校のほうが、先生と生徒の関係も含めて極めて細かい教育ができるのではないかというふうに思います。生徒をまとめて数として見るのではなく、一人一人に目の行き届く教育、そのことが求められていると思います。諸外国では、そうした考え方が主流であります。100人以上は学校ではなく工場と言われているというのも、1回紹介したことでもありますけども、そういう考え方のもとに学校があるわけです。もちろんですね、学校の生徒の数だけではなく、それに対応した教師の数と教師の質の向上もあわせて進める必要があると思います。

先ほど議論を小林議員と市長されてましたけども、かつて共産党もですね、教師聖職論というのがありましてね。先生というのは確かに聖職的な仕事をするんですが、それと同時に労働者であるという、そういう側面を大事にした議論をしないと、ちょっと事の本質が変な方向に向かってしまうと思いますので、その辺は今日の要旨ではありませんけれども、先ほどちょっと感じましたので発言をいたします。

こうしたことで、今の日本の全体で逆行した教育がなされていると思います。この点では、この中間市も同じ状況です。できるだけそうした弊害については、私はなくすべきだと思います。学校再編についての今後の動きについては、なるべく早く市民に知らせるようお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。学校給食費の無償化の問題であります。

昨年暮れの新聞記事で見ますと、2017年、76校だった学校の完全無償化が、2022年では224。5年間で3倍化となっていました。コロナもあって、今年8月の新聞記事では、482校となっています。また、この記事の後にも確実にふえてまして、そのあとでは489になったという報道もありました。相当な勢いでふえているのが、この学校給食の無償化であります。その後の動きについては、ちょっと私も追いかけてませんが、ふえ続けているのは確実ではないかというふうに私は思っています。また、その後の記事では、今からやろうとしているところで宮崎県の延岡市っていうのが紹介されてましたけども、ここは市民からの請願を通じて、全会一致で可決をしたということですから、恐らくここもやるのではないかというふうに思います。

5年間で3倍化と言いましたけど、この半年足らずの間にその2倍、つまり、調査をした2017年度からの6年間で6倍となっているわけですね。もちろんこの中には、今のところ、今年限りの中間市も入っていますが、全体から見ると、学校給食の無償化というのは、一つの時代の大きな流れではないか、趨勢ではないかと思います。その辺で

すね、実施に向けて、中間市としては検討というのとはどのようになっているのでしょうか、伺います。

○議長（中野 勝寛君）

北原教育部長。

○教育部長（北原 鉄也君）

学校給食費の無償化につきましては、物価高騰等による保護者の経済的負担がふえている現状と大変助かっているという多くのご意見等をいただいていることを踏まえまして、教育委員会といたしましては、来年度以降も実施したいとの思いではありますが、約1億5,000万円の財源が必要であることから、今後、関係部局との協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

田口議員。

○議員（6番 田口 澄雄君）

今朝ほどの掛田議員の発言でもありましたけど、昨年の財政調整基金のため込み、財政調整基金、確かそうですね、18億超えてましたね。1億5,000万、これも丸々1億5,000万ということではなく、就学援助や生活保護の場合は、補助がありますので、1億円多少超える程度じゃないかと思うんですけども。果たして18億を超えるため込みをする市で、1億5,000万なり1億なりが大変な問題なのかどうなのかというのは、これぜひ検討してほしいと思います。特に、財政問題言われるのであれば、その辺はちょっと結論が出てるのではないかというふうに私は思います。

また、市長は、3月議会での答弁で、この対策の費用対効果を見る——これ費用対効果というのは、なかなか1年限りでは見にくいと思うんですけども。それとか生活物価の推移——これ生活物価とはものすごい勢いで今、上がってるわけですね。あるいは近隣自治体の動向——近隣自治体と福岡県でも相当ふえてますし、「国の交付金の動向など安定した財源の確保が見込める段階で検討したいと思っている」と語っておられますけども、財源の安定という意味では、先ほども言いましたから何度も言いませんけども、問題にすることではないというふうに私は思います。令和元年で1億3,000万円が既に44億近くため込んで、来年はこれが60何億かにならんとするような何かそんな勢いですが、どっちにしてもですね、財源問題については問題にならないと思います。

それともう一つの側面は、市は盛んに財政問題というのを出すんですが、近頃の物価高騰を見ましたら、この市の財政という以上に、市民生活自体が実際には火の車ではないかというふうに思うんですけども。市財政っていうのは、確かにふるさと納税の激減ですね、これもあって厳しくなっているというのは、一つの側面として分かるんですけども、それでも1億円少し超える程度のこうした学校給食への新たな負担といいますか、これが厳しいのかどうなのか、それは違うと思いますね。

私これあんまり天皇に関わる問題ですから、言いたくはないんですけど、昔、ちっちゃい頃、「かまどの煙」っていう話を聞いたことがあります。確か仁徳天皇の話だったと思うんですけど。高御座っていうんですかね、そこから庶民の生活見てたら、かまどの煙がほとんど上がってないと。庶民が日々の生活にも困る状況下で、かまどに火も上がらないというので、税金を確か3年間か何か免除して、庶民生活を優先したというような話がありました。3年ほど経って、その高御座ですか、ここから見たら、あちらこちらから煙が上がってた。何か変な音がするんで、ちょっと見てみると、庶民の皆さんが、壊れかけた御座の修理に駆けつけてきた。だからこれ、市民なり庶民なりと行政の側の立場なんですよね。行政はやっぱり、庶民の生活が厳しいときには、ここにちゃんと手当てをして、そこが元気になることによって行政も活発化するという、そういう大きな流れがですね。これ逆転の発想になりますとね、市民がどうなろうと、市行政さえ安定してれば、やがてはっていう、そういう発想になると思うんですけど。そこはやっぱりちょっと違うと思います。

次の問題に移ります。次は生活保護の問題です。

この生活保護っていうのは、今言ったような市民の生活というレベルでは、一番本当は最低限度の生活を保障する土台のようなものなんですけど、かまどに本当に煙が上がるためには、ここにどんだけ手当てるかというのが大事なんですけど。近頃、中間市はですね、保護世帯、被保護者ともに減っているようにありますけども、これ全国的な傾向とはちょっと違うんですよ。全国的には、かなりふえてます。そのことによって、保護の申請というのは減ってるかと思うと、逆に申請はふえてるんですね。恐らく高齢の方が亡くなられて減ってるんじゃないかと思うんですけど。そういうこともあって、保護の申請というのは、私のところにも相談に来られる方がふえています。

そうした相談の中で一つ問題を感じたのが、これは全国的な問題とも関わるんですが、車の所有の問題です。この相談に来られた方はですね、人工透析、腎臓の関係で、週3回病院に通院をされてます。障がいの1級で、私も中間市役所まで来たんですけど、歩行にやっぱり杖を使わないと厳しい状態にある方です。この方、やっぱり今の病院の通院も含めて、何としても車だけは手放したくないということで、相談を受けたんですけど。市としては、一つは病院を変えるということと、車の売却をしないとどうしても保護の開始はできないという、困難であるということをお伝えされました。

そこでお聞きしたいんですけども、こうした障がいがある方で歩行に困難がある場合でも、車の所有っていうのは保護の場合には絶対に認められないのかどうなのか、その辺の原則論的なところから、お伺いしたいと思います。

○議長（中野 勝寛君）

岩切生活支援課長。

○生活支援課長（岩切 伸一君）

生活保護世帯の自動車の保有要件については、国の実施要領で定められており、その要件といたしましては、車の保有が早期の世帯自立につながると判断できる場合や公共交通機関による通勤・通院などが著しく困難であることなどに限定されます。また、生活保護費基準では、自動車を保有した場合の経費は、算定基礎とはなっておらず、燃料費、車検等の点検整備費、自賠責保険などの維持費がかかること、さらに生計費が限られていることから、任意保険に加入できず、事故の加害者となった場合、被害者の救済が困難となる懸念もあります。

そこで、障がいのある方の自動車保有についてでございますが、障がいのある方の通院等のために、定期的に自動車を利用することが明らかに必要であること、障がいの状況により利用し得る公共交通機関が全くない、または、公共交通機関を利用することが著しく困難であること、タクシー等の移送に比べ自動車での通院が地理的状況に照らし妥当であると判断されることなどが、自動車保有認定の要件となっております。なお、通院に伴うタクシー代の交通費については、生活保護費から支給し、買物等については、ホームヘルプサービスを利用することも可能です。

このように、中間市福祉事務所においては、各世帯の状況や病状、事故歴等も含め、個別に検討し、自動車保有の可否について判断いたしております。

○議長（中野 勝寛君）

田口議員。

○議員（6番 田口 澄雄君）

確かに個別の検討ということになってるんでしょうけども、どうもね、個別の検討というよりも結論ありきのような感じを強く受けるんですよ。簡単に今も「タクシーを使ってください」という答弁をされましたけども、週に3回も透析の通院をされて、例えば市内に転院したとしても、その場所から大体指摘された病院に行くまで、片道1,000円はかかりますので、1回にして約2,000円。これ週に計算しますと6,000円ですね。年間52週ありますから、これ掛けますとね、約30万超えるお金っていうのが、タクシー代ではかかるわけですね。この方の場合も確かに、今の車は5年前の新車ということですので、50万円ほどなりますけども、これ売却して使ったとしても、約2年で逆転するわけですね。売却額を超えてしまうわけです。車を所有しても、その維持費が特別に保護費から出るわけではありませんので、最大の問題というのは、買う品物が何かによってですね、保護に制限がかかっている、ここにも問題があると思います。生活の仕方への干渉になってきていると思うんですね。

病院の問題でもう一つは、この転院という指導がなされているようですけれども、この方は40年近く今の病院にかかってましてね、そういうこともあって転院というのには難色を示されているんですが。転院に関しては、国の指導でも、医師との信頼関係などの心理的作用を考えると求めていきますので、病院が遠いや近いだけではなく、そうした

ことも含めて判断すべきではないかというふうに思います。それと今までの病院で治療を受けるとなると、タクシー代で1年間通うのに100万円超えてしまいます。経済効果を考えても、自動車の保有を認めたほうが、この方の場合は市の負担、かなり軽くて済むわけです。

かつて、これが問題になったのは、買う内容で問題になったのは、クーラーの設置というのが、かなり長い間これ問題だったんですが、クーラーはぜいたく品だという判断で出された指導だったんですけど。しかし、これ今はですね、普及率の関係も含めて、認められるようになりましたし、近年では、余りの猛暑の暑さで熱中症というのもあって、逆に今は勧めるようになってますね。ただ、これはちょっと問題別なんです。要するに、問題なのは、何をかうかによって、何を持ってるかによって、保護が制限されるというこの限界ですね、これはちょっとおかしい発想だと思います。

車でも見ますと、今全国的な普及率というのは、ある本で見ましたら大体8割近い普及率を示しているようにありますので、そろそろ認めてもいい頃ではないかなと思うんですが。ただ、全体的な所有ということでは、やはり国の姿勢というのがあって頑固ですね。この問題については、札幌市が一旦所有を認める決定を出しましたが、すぐに国からの指導が入って、即刻これ取り消されています。また、三重県の鈴鹿市というところでは、これも障がいのある方が、通院以外の買物にも使って、このことを市に報告しなかったということで、市が保護の執行停止を実施しました。しかしこれ、津の地方裁判所が、保護停止の取消しを認める判決を下しまして、保護の停止自体が違法であるとの判決を下したわけです。これも車に関わる問題ですね。鈴鹿市は、即刻抗告をしましたが、名古屋高裁では、これをまた棄却して、保護の停止の取消しというのが決定いたしました。

つまりですね、これ車の使用についても、ある程度の範囲で、今変化が起きているという、そういう事例が広がってるわけです。中間市としても、もう少し実態に合わせた決定といいますか、指導というものに心がけてほしいと思います。これは答弁を求めませんが、そういうことで要望を出しておきます。

それと、もう一つ問題がありまして、ローン付き住宅の場合の問題です。この方はまた別の方ですけど、この方の場合は、ローン付きの住宅なんですけれども、最初の保護申請のために一緒に来庁したときは、高齢のために収入も少なく、生活困窮下にありました。この方は保護開始時に認められる手持ち現金というのがありますが、大体保護の基準額の半額という基準があるんですけど、それよりも多い預金がありました。ただ、住宅ローンにも残額があって、これを手持ち現金で一気に精算すると手持ち現金ゼロになるような状態だったんですが、結果的には、保護課の窓口でそういう申立てをしたんですが、「駄目だ」と。「手持ち現金を使ってから来てください」ということで、ご本人は手持ち現金を先に使うということになったわけですけど、使い果たして保護課に再度申請しましたら、今度は「ローンの残高があるので保護ができない」と。先ほど言ったような保護費

で資産を形成するわけにはいかないということでしょうけども、そういうやりとりというか、そういうのがありました。

そこでお聞きしますけれども、ローン付き住宅の場合で、手持ち現金でローンを完済して現金がなくなった場合、精算をして申請するということが体が間違ってたのでしょうか。その辺ですね、できないことなのかどうなのかについて、お聞きしたいと思いますけど。

○議長（中野 勝寛君）

岩切生活支援課長。

○生活支援課長（岩切 伸一君）

ローン付き住宅を保有している方からの生活保護申請があった場合の取扱について、住宅ローン返済中の物件を所有している方を保護した場合、結果として生活に充てるべき保護費からローンの返済を行うこととなり、生活保護費で資産形成を行うことにつながるため、原則として保護の適用を行うべきではないとされております。

しかしながら、支払いを繰り延べしている場合、返済期間が短期間でかつ支払額も少額である場合、滞納で立ち退きを求められている場合、差押え・競売手続が進められている場合などは保護の適用は可能であります。また、手持ち現金でローンを完済または返済し、支払額が少額となった場合においても同様に保護の適用は可能であるため、各世帯の状況を個別に検討し、生活保護適用の可否について判断いたしております。

○議長（中野 勝寛君）

田口議員。

○議員（6番 田口 澄雄君）

そういうことであれば、この方の場合は、やっぱり指導の間違いがあったというふうに私は捉えることになるわけですが、今後はそういうことがないように、よく話を聞いて適切に指導してほしいと思います。

全国的には、コロナもあって、生活保護の新規申請者がふえているようであります。今年5月の時点での報道では、この5月だけで、全国では2万2,600件増加をしております。5か月連続でふえているとのこと。昨年の5月の同月比の比べでは、11%の増加になっているようです。また、申請件数ではなく、現に受けている人の利用件数世帯は、13か月連続でふえているとのこと。

いずれにしてもですね、物価高騰と賃下げや年金の引下げの中で、今、中間市は盛んに財政の好転を言いますが、そのこととは裏腹に、この中間市に住む住民も大変な局面に入っていると思われま。

元来、地方自治の本旨というのは、住民の福祉の増進と自主的かつ総合的な行政運営というのがありますので、そうした住民の生活を守ることを、市が主体的に自主的に、そして積極的に行って、やはり元気というのは市財政が豊かになることではないと私思います。市民生活が豊かになってこそ、この市は元気になりますし、そして結果的には市財政も本

当の意味での健全性といいますか、元気さはそういうところから生まれてくるように私は思います。

市独自の判断で、市民生活の向上のために、何が必要かを考えて、市民本位の行政をこの市の全てのあらゆる分野で実施してほしいということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

この際、5分間休憩いたします。

午後2時35分休憩

.....
午後2時38分再開

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

柴田芳信君。

○議員（5番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。通告書に従い、質問していきたいと思えます。

新型コロナウイルス感染の問題についてであります。福岡県の新型コロナウイルス感染サイトを見ますと、発熱等の症状がある場合の相談、受診方法として、「今後、季節性インフルエンザの流行と新型コロナウイルスの感染拡大が重なると、どちらかの感染を疑うべきか不明な発熱患者等がふえることが想定されます。新型コロナウイルス感染症は、風邪や季節性インフルエンザの症状と似ているため、発熱等の症状がある場合は、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談してください。なお、相談した医療機関で診察、検査ができない場合や相談する医療機関に迷った場合は、外来対応医療機関リストでご自身で受診先を検索し、医療機関に電話で相談ください。また、サイトで検索できない場合は、総合相談窓口にお電話ください」、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが、5月に季節性インフルエンザと同じ5類に移行されて、もう4か月が経ちました。中間市の状況について伺っていききたいと思えます。

○議長（中野 勝寛君）

八汐健康増進課長。

○健康増進課長（八汐 雄樹君）

新型コロナウイルス感染症は、季節性インフルエンザと同様、中間市のみの感染状況を把握することはできません。しかしながら、福岡県の感染状況は、県内の定点医療機関からの感染者報告数を集計した福岡県感染症発生動向調査感染症週報により把握することが可能です。この週報によりますと、福岡県では、5月の5類移行後、7月24日から30日の1週間に、1医療機関当たり21.64人で、全国平均を上回る最多報告数となりま

したが、その後は減少傾向が続き、現在は全国平均と同程度で推移しております。

○議長（中野 勝寛君）

柴田議員。

○議員（5番 柴田 芳信君）

中間市の外来対応機関というふうに県のホームページでは書かれて——中間市とは書いていませんけども、外来対応機関とは、中間市においては、全ての医療機関というふうに理解していいんでしょうか、伺います。

○議長（中野 勝寛君）

八汐健康増進課長。

○健康増進課長（八汐 雄樹君）

まず、外来対応医療機関とは、発熱患者等が一般の患者と接触しないよう、時間的または空間的に分離し、診療や検査を行う、感染拡大を防止するための医療機関でございます。医療機関が要件を満たし、福岡県に申請することで、指定を受けることができます。本市では、福岡県が外来対応医療機関として、指定・公表している医療機関が全てではありませんが16機関ございます。

○議長（中野 勝寛君）

柴田議員。

○議員（5番 柴田 芳信君）

保健所や遠賀中間医師会の対応については、今後どのようになるのか伺っていきたくと思います。

○議長（中野 勝寛君）

冷牟田保健福祉部長。

○保健福祉部長（冷牟田 均君）

発熱などの症状が生じた場合には、感染拡大を防止するため、まずは、かかりつけ医などの地域で身近な医療機関へ相談していただくこととなります。相談した医療機関で診療、検査ができない場合や相談する医療機関が分からない場合は、県のホームページの「ふくおか発熱外来検索サイト」で検索するか、県が設置しております24時間対応のコールセンターである新型コロナウイルス感染症総合相談窓口で医療機関の案内を受け、相談していただくこととなります。このことにつきましては、福岡県及び本市のホームページや、本年5月の組回覧などにて周知いたしております。

また、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、季節性インフルエンザと診断された場合と同様の療養をしていただくこととなります。療養期間中に不安や相談がある場合は、相談を受けた医療機関や県の新型コロナウイルス感染症総合相談窓口、宗像・遠賀保健福祉環境事務所へご相談いただけます。

○議長（中野 勝寛君）

柴田議員。

○議員（5番 柴田 芳信君）

全国規模では、増加率が高くなって入院患者数は2万人規模となっています。東京では、60歳以上の感染者が第8波を超えていると言われていています。現在、主流の変異株XBBに加えて、新たな強い変異株EG. 5、BA. 2. 86が出てきています。これまでと同様、感染防止が必要だというふうを考えております。

次の質問に移らせていただきます。中間市における視覚障がい者の問題についてであります。午前中に阿部議員、それから掛田議員が詳しく質問をされておりますので、重複する部分があるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

7月23日に、視覚障がい者つばさの会懇談会に私も参加させていただきました。日常生活用具給付事業に指定されている視覚障がい者用体温計等の給付基準として、「身体障害者手帳の視覚障害2級以上である者で、視覚障がいのみの世帯またはこれに準ずる世帯」とされています。「これに準ずる世帯」の判断基準について、なかなか明確ではありません。市の考え方について伺っていきたくと思ひます。

○議長（中野 勝寛君）

山本福祉支援課長。

○福祉支援課長（山本 竜男君）

視覚障がい者用の体温計及び体重計は、在宅の障がいのある方に対し、日常生活の便宜を図り、もって障がいのある方の福祉の増進に資することを目的に、中間市日常生活用具給付等事業により、視覚障がい者で身体障害者手帳を所持している方を対象に、購入の支給を行っております。「これに準ずる世帯」につきましては、例を挙げますと、視覚に障がいのある方と同居されているご家族等が、日中仕事により不在である場合や、高齢であり行動がままならず、障がいのある方への支援が難しい場合などが該当し、視覚障がい者のみの世帯に準ずるケースであると考えております。給付申請の際に、窓口において申請者等から、家族構成や生活状況をよく聞き取り、それを踏まえ、給付決定の可否について審査を行うこととしております。

○議長（中野 勝寛君）

柴田議員。

○議員（5番 柴田 芳信君）

今、回答いただきましたが、同居人の方に晴眼者——目が見える方がいるなどの家族構成にかかわらず、体温計や体重計のディスプレイに表示される数字を確認できない視覚障がい者を給付対象とし、誰にも頼ることなく日常生活が円滑に行われることが、本来の事業目的ではないでしょうか。特に、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、ご近所の方にも支援をお願いすることに対して躊躇し、ご苦勞されてこられたのではないのでしょうか。障がい者の皆さんに寄り添う行政であってほしいと、強く願うものであります。

次に、令和5年3月末現在の身体障害者手帳所有者数を障がいの種別的に見るとですね、肢体不自由者が992人で最も多いんです。次いで、内部障がい628人、視覚平衡機能障がい235人、視覚障がい150人、音声言語機能障がい25人となっています。障がいの種別構成比の推移で見ると、大きな傾向は見られませんが、盲人用安全杖——白杖の予備の対応について伺っていきたいと思います。

○議長（中野 勝寛君）

山本福祉支援課長。

○福祉支援課長（山本 竜男君）

視覚障がい者安全杖、いわゆる白杖は日常生活の便宜を図ることなどを目的に、障害者総合支援法に基づいて支給される福祉用具であります。国が定める補装具費支給制度の基準等に基づき、視覚障がいの身体障害者手帳を所持している方を対象に、補装具費の支給を行っております。当制度では、視覚障がい者安全杖、いわゆる白杖の予備の貸与は認められておらず、本市におきましても同様の取扱いでございます。なお、決められた耐用年数以内で予備の白杖が必要な場合には、自己負担で購入していただくこととなります。

○議長（中野 勝寛君）

柴田議員。

○議員（5番 柴田 芳信君）

午前中も阿部議員のほうから、この問題について質問がございました。私もやっぱり、いつ何どき、どういう事故起きるかというのは分かりません。ぜひ、この部分をお願いをしたいというふうに思います。使用済みの白杖を福祉支援課でストックをしておくなどできないかなというふうに思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

山本福祉支援課長。

○福祉支援課長（山本 竜男君）

使用済みの白杖につきましては、長年の使用により、安全性などの問題が考えられます。しかしながら、既に白杖を利用されている方が予期しない破損によって、日常生活に支障を来すことがないように一時的な貸出しや、初めて白杖を使用される方が購入の際の参考とするため、窓口において実際に現物を手に取っていただけるよう、ストックの方法につきまして、検討してまいります。

○議長（中野 勝寛君）

柴田議員。

○議員（5番 柴田 芳信君）

ぜひ、ストックの方法を知恵を出し合いながらやっていただければというふうに思いますし、市庁舎の窓口や福祉会館などでのストック等もあわせて考えていただければというふうに思っております。

次に、歩行訓練を初めとする訓練等事業が行われております。中途失明者の大きな希望となっています。令和3年度の訓練回数が減らされているようですが、以前の訓練回数に戻すことについて伺っていきたいと思います。

○議長（中野 勝寛君）

冷牟田保健福祉部長。

○保健福祉部長（冷牟田 均君）

生活訓練等事業は、在宅の障がいのある方の自立と社会参加の促進を図ることを目的に視覚に障がいのある方に対し、歩行訓練士が自宅を訪問いたしまして、歩行訓練等の日常生活上の必要な訓練を行うものでございます。令和3年度に訓練回数が50回から42回に削減されましたが、その要因として、本市の財政状況の悪化により、事業の見直しが全庁的に行われたことから削減にいたっております。

今後、新規を含む利用者の状況を踏まえ、訓練回数のあり方について、各課と協議し、検討してまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

柴田議員。

○議員（5番 柴田 芳信君）

当時は財政の悪化ということですが、今日の議論の中でも財政的には持ち直し、そしてまた財政調整基金の上増し等も発言をされました。私は、ぜひ、この部分については、福祉支援課としては、ぜひ元の回数に戻していただくよう強く要望するところであります。

次に、障がい者が障がいのない人と同じように、情報を得られる社会を目指すことを目的とした障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が、昨年5月に衆議院で可決をしております。中間市においても条例として定め、障がいのある方や外国人などの情報弱者に配慮した情報提供を行うことについて伺っていきます。

○議長（中野 勝寛君）

冷牟田保健福祉部長。

○保健福祉部長（冷牟田 均君）

令和4年5月に施行されました障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法においては、第4条により、「地方公共団体は、その地域の実情を踏まえ、障がいのある方による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されております。また、同法第13条では、「地方公共団体は、障がいのある方が自立した日常生活・社会生活を営むために、障がいのある方とその他の者の意思疎通の支援を行う者の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるもの」とされております。

本市といたしましても、障がいのある方が必要とする情報を十分に取得し利用できるよう、市のホームページなどへの掲載には十分配慮した情報発信を行うとともに、引き続き

一層、市からの通知や窓口などにおいて、障がいの種類や程度に応じた配慮を行ってまいりたいと考えております。また、条例化の必要性につきましては、今後、近隣の自治体の動向を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

柴田議員。

○議員（5番 柴田 芳信君）

条例化については、ぜひ前向きに検討していただきたいなというふうに思いますし、今日の議論を聞く中で、少し気になったことがあります。災害時の対応であります。現実的には、情報は確かに得られるかもしれませんが、実際そこから避難場所に移動する場合に、やっぱり視覚障がい者の方とか障がいのある方は大変な状況になります。安全安心まちづくり課含めて、ぜひ各自治体の皆さん方にも、やっぱりこういう状況を伝え、災害時の対応の仕方、あり方について、ぜひ全体でやっていただきたいなというふうに感じました。ぜひ、その辺も含めて、今後検討していただければというふうに思っております。

次に、自転車ヘルメットの着用についてであります。福岡県の調べによりますと、平成30年から令和4年までに、自転車事故で亡くなられた方の約6割が頭部に致命傷を負われており、非着用の場合、着用時に比べて自転車事故における致死率が約4倍に高まると言われております。道路交通法の改正によりまして、今年の4月から自転車を利用の際、ヘルメットを着用するように努めなければならない努力義務となっております。中間市においても、市民の安全を守る上でも、購入補助制度を検討すべきと考えますが、市の考え方について伺っていきたいと思います。

○議長（中野 勝寛君）

清水安全安心まちづくり課長。

○安全安心まちづくり課長（清水 秀一君）

自転車は、道路交通法第2条第1項第11号の2に規定されており、道路標識に従うなど道路交通法を遵守する必要があるとございます。本年4月1日から改正道路交通法が施行され、努力義務ではございますが、自転車乗車中はヘルメット着用が義務づけられました。

まずは、法律を遵守していただけるよう啓発し、何より自分自身の命を守るため、ヘルメットの着用が必要であることをあわせて啓発してまいります。今のところ、県内でヘルメット購入補助制度を実施している自治体はほとんどなく、導入効果が実証されていないことから、今後、導入自治体の動向を見て、着用率の向上などが実証されれば、当市でも検討してまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

柴田議員。

○議員（5番 柴田 芳信君）

ヘルメット着用の努力義務が始まったばかりですけれども、将来的には義務化されるの

ではないでしょうか。子供さんや中学生の皆さん方は、通学時は着用されております。高校生の皆さん方の着用が、残念ながらよくないように見受けられます。駅の駐輪場に駐車する場合、盗難などの問題があるのかもしれませんが、一人一人の身を守るようであります。着用の啓発活動とともに、購入補助制度の検討を、これからぜひ行っていただくよう強く要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（中野 勝寛君）

これにて一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2 時 59 分休憩

.....

午後 3 時 01 分再開

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2. 認定第 1 号

日程第 3. 認定第 2 号

日程第 4. 認定第 3 号

日程第 5. 認定第 4 号

日程第 6. 認定第 5 号

日程第 7. 認定第 6 号

日程第 8. 認定第 7 号

日程第 9. 認定第 8 号

日程第 10. 認定第 9 号

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第 2、認定第 1 号から日程第 10、認定第 9 号までの決算認定 9 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております決算認定 9 件は、会議規則第 37 条第 1 項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第 11. 第 38 号議案

日程第 12. 第 39 号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第11、第38号議案及び日程第12、第39号議案の補正予算2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております補正予算2件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第13. 第40号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第13、第40号議案、中間市火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第40号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の産業消防委員会に付託いたします。

日程第14. 第41号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第14、第41号議案、中間市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第41号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の産業消防委員会に付託いたします。

日程第15. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第15、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第85条の規定により、議長において蛙田忠行君及び

大和永治君を指名いたします。

○議長（中野 勝寛君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時 02 分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する

議 長 中 野 勝 寛

議 員 蛙 田 忠 行

議 員 大 和 永 治